

# 命 令 書

申 立 人 X 1 労働組合  
執行委員長 A 1

申 立 人 X 2 労働組合  
執行委員長 A 2

被申立人 学校法人 Y  
理事長 B 1

上記当事者間の福岡労委令和5年（不）第1号Y不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和6年2月9日第2197回、同月16日第2198回、同月22日第2199回、同年3月1日第2200回及び同月8日第2201回公益委員会議において、会長公益委員上田竹志、公益委員大坪稔、同所浩代、同服部博之、同丸谷浩介、同千綿俊一郎及び同渡部有紀が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

## 主 文

- 1 被申立人学校法人Yは、申立人X2労働組合が令和5年3月8日付け団体交渉申入れで申し入れた団体交渉事項のうち、「労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回

答すること」及び「令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」に係る団体交渉に応じなければならない。

2 被申立人学校法人Yは、申立人X2労働組合が令和5年4月6日付けで申し入れた団体交渉に応じなければならない。

3 被申立人学校法人Yは、申立人X2労働組合の活動に影響を及ぼす内容を掲載した文書を教職員に配布するなどして、同組合の運営に支配介入してはならない。

4 被申立人学校法人Yは、本命令書写しの交付の日から10日以内に、下記内容の文書（A4判）を申立人X1労働組合及び同X2労働組合に手交するとともに、A2判の大きさの白紙（縦約60センチメートル、横約42センチメートル）全面に下記内容を明瞭に記載し、Y高等学校の職員室の見やすい場所に14日間掲示しなければならない。

令和 年 月 日
X1労働組合 執行委員長 A1 殿
X2労働組合 執行委員長 A2 殿
学校法人Y 理事長 B1
当学園が行った下記の行為は、福岡県労働委員会によって労働組合法第7条に該当する不当労働行為と認定されました。
今後このようなことを行わないよう留意します。
記
1 X2労働組合からの令和4年3月16日付け及び令和5年4月6日付けの団体交渉申入れに対し、団体交渉の開催を遅滞させたこと

- 2 令和5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団体交渉において、威嚇的な言動を行い、円滑な進行を妨げたこと
- 3 X2労働組合からの令和5年3月8日付け団体交渉申入事項のうち、「労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び「令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」に係る団体交渉申入れに応じなかったこと
- 4 X2労働組合からの令和5年4月6日付け団体交渉申入れに応じなかったこと
- 5 教職員に対し、令和5年1月6日付け、同年2月6日付け、同年3月17日付け及び同年4月3日付けで、X2労働組合に対する不信感を抱かせる内容の文書を配布したこと

- 5 その余の申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人学校法人Y（以下「学園」という。）の次の①、②、③及び⑦の行為が労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に、⑧の行為が労組法7条3号に、④、⑤及び⑥の行為が労組法7条2号及び3号にそれぞれ該当するとして、X2労働組合（以下「X2組合」という。）及びその上部団体であるX1労働組合（以下「X1組合」という。）が救済を申し立てたものである。

- ① X2組合の令和（以下「令和」の年号は略す。）4年2月14日付け、同年3月16日付け、同年5月11日付け、同年6月18日付け、同年8月10日付け、同年9月27日付け、同年11月1日付け、同年12月12日付け、5年3月8日付け及び同年4月6日付けの団体交渉（以下「団交」という。）申入れに対し、学園が団交の開催を遅滞させたこと。

- ② 4年2月7日、同年3月9日、同年4月20日、同年5月26日、同年6月10日、同年7月8日、同年7月29日、同年9月7日、同年10月6日、同年11月14日、同年12月6日、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交（以下「本件各団交」という。）において、学園が財務資料等経営状況に関する資料を提示しなかったこと。
- ③ 4年2月7日、同年9月7日、同年10月6日、同年11月14日、同年12月6日、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交に理事長が出席しなかったこと。
- ④ 学園が、平成30年度第5回団交確認書及び4年度第6回団交確認書に違反して、ウェブサイト（以下「ホームページ」という。）上に4年9月9日付けで「高等学校教員の募集について」を掲載したこと。
- ⑤ 学園が、4年度第9回団交確認書に違反し、また、X2組合との実質的な協議を行わずに、4年12月27日に冬季賞与を支給したこと。
- ⑥ 5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交において、B2理事（以下、後述の同年5月2日の理事長就任前までは「B2理事」、理事長就任後は「B2理事長」という。）が組合員に対し、威嚇、暴言を繰り返したこと。
- ⑦ X2組合の5年3月8日付け及び同年4月6日付けの団交申入れに対し、学園が一方的に団交議題を変更したこと。
- ⑧ 学園が、教職員に対し、5年1月6日付け、同年2月6日付け、同年3月17日付け及び同年4月3日付けで、X1組合及びX2組合（以下「申立人ら」という。）を誹謗中傷する文書を配布したこと。

## 2 請求する救済内容

- (1) 4年1月18日付け、同年2月14日付け、同年3月16日付け、同年5月11日付け、同年6月8日付け、同年7月18日付け、同年7月25日付け、同年8月10日付け、同年9月27日付け、同年11月1日付け、同年3月30日付け、同年12月12日付け、5年2月10日付け、同年3月8日付け及び同年4月6日付けの団交申入れに対し、誠実に応じること。
- (2) 申立人らを誹謗中傷する文書を配布して、申立人らの名誉を棄損し申立人らの労働組合活動を妨害しないこと。

(3) 上記(1)及び(2)に係る誓約文の手交及び掲示並びに理事以外の評議員への郵送

### 3 本件の主な争点

(1) X2組合の4年2月14日付け、同年3月16日付け、同年5月11日付け、同年6月18日付け、同年8月10日付け、同年9月27日付け、同年11月1日付け、同年12月12日付け、5年3月8日付け及び同年4月6日付けの団交申入れに対し、学園が団交の開催を遅滞させたといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。

(2) 本件各団交において、学園が財務資料等経営状況に関する資料を提示しなかったといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。

(3) 4年2月7日、同年9月7日、同年10月6日、同年11月14日、同年12月6日、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交に理事長が出席しなかったことは、労組法7条2号に該当するか。

(4) 学園が、平成30年度第5回団交確認書及び4年度第6回団交確認書に違反して、ホームページ上に4年9月9日付けで「高等学校教員の募集について」を掲載したといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号及び3号に該当するか。

(5) 学園が、4年度第9回団交確認書に違反し、また、X2組合との実質的な協議を行わずに、4年12月27日に冬季賞与を支給したといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号及び3号に該当するか。

(6) 5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交における、B2理事の言動は、労組法7条2号及び3号に該当するか。

(7) 学園が、X2組合の5年3月8日付けの団交申入れに対し、一方的に団交議題を変更したといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。

(8) 学園が、X2組合の5年4月6日付けの団交申入れに対し、一方的に団交議題を変更したといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。

- (9) 学園が、教職員に対し、5年1月6日付け、同年2月6日付け、同年3月17日付け及び同年4月3日付け文書を配布したことは、労組法7条3号に該当するか。

## 第2 認定した事実

### 1 当事者

#### (1) 申立人ら

ア X2組合は、Y高等学校（以下「本件高校」という。）の教職員によって昭和46年に結成された労働組合であり、本件申立時（5年2月2日）の組合員数は11名である。加盟している上部団体は、X1組合である。

イ X1組合は、福岡県内の私立学校に勤務する教職員によって昭和36年に結成された労働組合であり、4年12月時点における組合員数は、幼稚園、中学校、高等学校、専修・各種学校、計13の学校の教職員132名である。

#### (2) 被申立人

学園は、明治28年に私塾Y会として発足し、昭和26年に私立学校法に基づき学校法人Y女子学園として認可を受け、肩書地において本件高校を経営している。本件高校には、食物科、看護・看護専攻科、福祉科及び普通科の4学科が設置され、生徒数は、4年4月時点で612名である。平成19年度から本件高校の食物科、看護・看護専攻科及び福祉科で男女共学化を実施し、これに伴い、法人名が学園に、校名が本件高校にそれぞれ改称された。学園の教職員数は、4年4月時点で87名である。

### 2 人事採用（学園における職員採用）に係る労使間協議

#### (1) 平成30年度の労使間協議

平成30年8月1日、団交（平成30年度第5回団交）が開催され、X2組合と学園は、次のとおり確認書と題する労働協約（以下「確認書」という。なお、この確認書のことを「30年度確認書」という。）を締結した。同確認書には、X2組合の執行委員長と学園の理事長が記名押印した。

以下、団交における確認書は、すべてX2組合の執行委員長と学園の理事長が記名押印している。

## 確認書（抜粋）

### 2. 労働条件について

次年度人事採用について、具体的な人事計画を学園が作成したのち、団交での協議、財務部会での検証・理事会での承認を得る。

#### (2) 元年度の労使間協議

##### ア 元年6月28日の団交

元年6月18日付けで、X2組合は学園に対し、教職員の確保等を要求項目とする団交を申し入れた。

同月28日、組合側から6名、学園側からB3理事長（以下「B3理事長」という。）、B4校長（以下「B4校長」という。）外3名が出席し、団交が開催された。

X2組合と学園は、「職員の採用等については早期に調査を行い人事計画を早急に立てる。」と記した確認書を締結した。

なお、本件高校の校長は、学園の理事を兼任する。

##### イ 元年9月9日の団交

元年8月26日付けで、X2組合は学園に対し、教職員の確保等を要求項目とする団交を申し入れた。

同年9月9日、組合側から6名、学園側からB3理事長、B4校長外3名が出席し、団交が開催された。

X2組合と学園は、「常勤講師の採用枠を、専任採用枠にする時は基本的に公募し試験する。それ以外の項目については、継続協議とする。また、人事計画について9月下旬に団交を開き協議する。」と記した確認書を締結した。

##### ウ 元年9月25日の団交

元年9月11日付けで、X2組合は学園に対し、2年度の人事計画を要求項目とする団交を申し入れた。

同月25日、組合側から6名、学園側からB4校長外1名が出席し、団交が開催され、学園は、「令和2年度教職員（常勤講師）採用計画（案）」等を示し、2年度の人事計画についてX2組合と協議を行った。

X2組合と学園は、「令和2（2020）年度の常勤採用は以下の通りとする。国語・数学・理科・家庭（被服）・英語・体育・情報・看護を、若干名公募する。」と記した確認書を締結した。

### (3) 2年度の労使間協議

2年9月15日付けで、学園はX2組合に対し、3年度の教職員の募集計画を交渉項目とする団交を申し入れた。

同月25日、組合側から6名、学園側からB4校長（当時は理事長も兼任）外2名が出席し、団交が開催され、学園は、「令和3年度Y高等学校教員募集計画（専任・常勤講師）」を示し、3年度の人事計画についてX2組合と協議を行った。

X2組合と学園は、「令和3年度 別紙の教員募集計画について妥結し、募集は9月末に公開、求人を行う。選考時に教科の代表を入れる。」と記した確認書を締結した。

### (4) 3年度の労使間協議

3年6月頃、B4校長はX2組合に対し、人事計画について協議をする必要がある旨発言した。

その後、学園から人事計画について何も提案がなかったので、同年10月8日、X2組合がB4校長に対し、人事採用計画について協議をしないのか尋ねると、B4校長は、人事計画に関しては経営側の専権事項であり、学園から団交申入れをする必要はない旨述べた。これに対し、X2組合が、慣例を無視するのかと質すと、B4校長はそういうことであると答えた。

## 3 B5理事長就任とその後の労使間の状況

### (1) B5理事長の就任

3年4月1日、B4校長の理事長の兼任が解除され、B5理事長（以下「B5理事長」という。）が就任した。

### (2) 3年5月13日の職員説明会

3年5月13日、学園は職員を対象に、学園の財務状況等に関する説明会を開催した。同説明会において、学園は、①平成28年度から元年度まで及び2年度（見込）の活動区分資金収支計算書、②平成28年度から元年及び2年度（見込）の事業活動収支計算書、③平成28年度から元年度及び2年度（見込）の貸借対照表、④資金繰表（2年度実績）、⑤30年度及び元年度の実績並びに2年度の見込みの事業活動収支計算書、及び⑥学園が保有する現金預金残高に関する資料を配布し、説明を行った。

また、学園は、未払残業代の残額が大きな負債となり、学園の経営を大

きく圧迫している旨を説明し、債権放棄を求めた。

(3) 未払残業代の放棄

3年6月7日付けで、学園は職員に対し、上記(2)の職員説明会での説明のとおり、未払残業代総額の70パーセント以上の債権放棄への同意を求める通知を発出した。

同日開催された団交(3年度第1回団交)において、X2組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

組合は学園の経営再建のため、平成29年12月から令和2年3月までの未払い残業代に関して、総額の70%の債権を放棄する。学園は、残りの30%から令和2年8月から令和3年5月までの既払い分を差し引いた額を、令和3年6月末日までに支払う。

(以下略)

なお、X2組合は、団交の経過等を記した「組合ニュース」を教職員に対して配布することがあった。

(4) 給与規程及び就業規則(以下「給与規程等」という。)の改定案の提示

3年11月16日付けで、学園は職員に対し、給与規程等の改正に関する職員説明会を同月18日に開催する旨通知した。

同通知には、資料として、給与規程等の改定案が添付されていた。

給与規程の改定案の主な内容は、次のとおりである。

給与規程の改定案(抜粋)

第6条の4(基本給)

基本給は、個別職員について、その学歴、経験、能力、期待値、財務状況、その他の諸事情を総合勘案し、学校が個別に定める。

第7条の2(基本給の改定)

基本給は、原則として年一回、4月又はその都度学校が定める時期に改定することがある。

(2) 基本給の改定は、昇給、据え置き、降給のいずれかとする。

(3) 基本給の改定は、学校による個別査定の結果とし、職務内容、勤務態度、出退勤、職務遂行能力・指導力、業績・成果、協調性、学校方針への理解・実践、学校の経営状況等を総合勘案し、個別に定める。

(4) (略)

第12条の9 (教職調整額)

教職調整額とは、正職員についてあらかじめ一定の時間外労働等を見込み、時間外労働(法定時間外労働とする。但し、法定休日労働又は深夜労働にあたるときは、これを除く。以下、本条において同じ。)に対する給与を固定額で支給することを目的とする手当をいう。

(2) 教職調整額は、原則として基本給の100分の4に相当する額とする。但し、個別職員について、一定の時間数の法定時間外割増賃金相当額とする等、これと異なる額とすることを妨げない。

(3) 教職調整額は、実際の時間外労働が少なく、教職調整額の額に及ばない場合であっても、減額せず支給する。(以下略)

(4) 教職調整額が支給される職員について、1給与計算期間における実際の法定時間外労働割増賃金が教職調整額の額を超過するときは、当該超過部分である差額を別途支給する。(以下略)

(5) ~ (7) (略)

(5) B5理事長の辞任表明についての職員説明会

学園は、B5理事長から辞意表明があったとして、上記(4)の職員説明会を中止し、3年11月26日及び同年12月16日、職員を対象に、B5理事長の辞任表明に関する説明会を開催した。同年12月16日の説明会において、学園は、①資金繰予定表(3年度)及び②「決算のご報告」と題する、平成30年度から2年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書を掲載した資料等を配布した。

なお、後日、B5理事長は辞意を撤回している。

4 4年2月7日の団交(3年度第5回団交)

(1) 4年1月18日付けで、X2組合は学園に対し、同年2月7日、8日又は9日のいずれかを開催日として、定期昇給の実施、一時金の支給、職員採用計画策定に当たってはX2組合と協議を行い合意の上で進めること(以下「人事計画に係る協議」という。)及び給与規程等の改定案について白紙に戻しX2組合と協議を行うこと(以下「給与規程等の改定案に係る協議」という。)などを交渉項目とする団交を申し入れた。

なお、X 2 組合は、上記のとおり、給与規程等の改定案の白紙撤回を求めているが、具体的には、給与規程の改定案の第 6 条の 4 及び第 7 条の 2 について、教育現場における考課査定は内容の矛盾と不合理さだけでなく誰がどのように決めるのかとの問題があること、同第 1 2 条の 9 について、現行の教職調整額を固定残業代に変更することにより職員に不利益が生じること等を「組合ニュース」で指摘している。

(2) 4 年 2 月 7 日、組合側から A 2 執行委員長（以下「A 2 委員長」という。）外 5 名、学園側から B 4 校長、B 6 理事（以下「B 6 理事」という。）外 2 名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。

本団交において、学園は資料として、①平成 3 0 年度から 4 年度までの生徒数の推移を記した「Y 高校生徒数の予測」と題する資料、②福岡県内の県立高校、私立学校及び学園の教職員の平均月給を年齢別に比較した「Y 高校職員年齢別給与（月）」と題するグラフ及び③「体育館概算建設費」と題する資料等を提供した。

ア 団交の出席者について

X 2 組合が B 5 理事長の欠席理由を問うと、B 4 校長は「打ち合わせの上、よろしくと言われた」と答えた。

イ 定期昇給の実施及び一時金の支給について

X 2 組合が定期昇給について質したところ、B 4 校長は、「Y 高校生徒数の予測」と題する資料（上記①）及び「体育館概算建設費」と題する資料（上記③）により、赤字幅は改善しているが、一方で体育館の建替えが急務であるとして、昇給は難しいと述べた。B 4 校長が、提供した資料に関し理事会に提出していない旨述べると、X 2 組合は、理事会に提出もしていない資料を提供して大丈夫なのかと質した。

B 4 校長が、体育館建設の方向性が見えてきたら建設委員会を立ち上げる旨述べたところ、X 2 組合は、それは定期昇給を実施できない根拠とはならない旨主張した。これに対し、B 4 校長が体育館の建設資金の蓄えのためと説明したところ、X 2 組合は、経営努力も含めて計画を立てるよう求め、説明の根拠になっていないと述べた。

また、B 4 校長が「Y 高校職員年齢別給与（月）」と題するグラフ（上記②）により、5 0 代以上の職員の給与は高いが、若手職員の給与は低い旨説明したのに対し、X 2 組合は、定期昇給は平等に扱うべきである

と反論した。続けて、B4校長は、給与規程に不備があり、時間外勤務手当の定めがないため改定する必要がある旨、若手職員の給与が低いいため調整する旨述べた。

X2組合が、ゼロ回答であるのかと問うと、B4校長が「はい」と答えたため、X2組合は、学園が提供した資料では一時金の支給と定期昇給を行わない根拠とはならない旨主張した。

ウ 次年度人事計画について

X2組合が、X2組合と協議をしなかったことについて学園で議論をしたのかと問うと、B4校長は「していない」と答えた。これに対し、X2組合は、慣例を破るものであり、不当労働行為であると主張し、再度検討をするよう求めた。

B4校長は、理事長に相談する旨述べた。

エ 給与規程等の改定について

B4校長は、給与規程等の改定案について、白紙撤回はできない旨、職員に対する説明会を実施する旨述べた。

X2組合は、給与規程等が改定されると、給与が減少するとして、改定案の白紙撤回と、説明会の延期を要求した。

オ 確認書の締結について

X2組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

第5回団交申し入れ書のうち「4、労働条件について」の②について、校長は理事長に家庭科（ファッション）の常勤職員の採用を再度要請すること、を確認した。

5 給与規程等の改定に関する職員説明会とその後の状況

(1) 4年2月3日、学園は職員に対し、給与規程等の改定に関する職員説明会を実施する旨通知した。同説明会は、同月9日（40歳未満の職員を対象）、同月10日（40歳から53歳までの職員を対象）、及び同月18日（54歳以上の職員を対象）に開催された。同月18日の説明会において、学園は、同月7日の団交でX2組合に提供した上記4（2）②及び③の資料等を配布した。

(2) 4年3月7日、学園は職員に対し、給与規程等の改定について同年4月

1日からの適用を見送る旨通知した。

#### 6 4年3月9日の団交（3年度第6回団交）

- (1) 4年2月14日付けで、X2組合は学園に対し、同月17日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議、定期昇給の実施、一時金の支給及び人事計画に係る協議などを交渉項目とする団交を申し入れた。同団交申入書には、給与規程等の改定に関して具体的な分析資料の提供を求める旨、同月18日に上記5(1)の給与規程等の改定に関する職員説明会が予定されているため、緊急の申入れである旨記載されていた。

同月17日付けで、学園は同団交申入れに対し、理事長及び理事の都合がつかないとして開催日を同年3月8日とする回答を行った。

- (2) 4年3月9日、組合側からA2委員長外6名、学園側からB5理事長、B4校長外1名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

##### ア 団交の出席者について

X2組合が、B6理事は欠席なのかと尋ねると、B4校長は「都合が悪い」と回答した。

##### イ 給与規程等の改定について

X2組合が、給与規程等の改定について、4年4月からの適用は見送るという通知があったが、白紙撤回でよいのか確認すると、学園は、理事会で議論できていないので、同月からの適用を見送ると決定した旨述べた。

さらに、X2組合が、給与規程等の改定案の白紙撤回について、B5理事長に決断するよう求めたところ、B5理事長は、給与規程はB6理事に任せているので、1日2日待ってもらいたいと答えた。

##### ウ 体育館の建設について

B4校長は、体育館の建設費用として4億円の借入が必要であるとして、その返済費用を確保するため生徒数を増加させることにより収入を増やすとともに、職員にも協力してほしい旨述べた。

X2組合が、部室、食堂及び音楽室を含めた総合的な議論がない旨述べ、取れるところから取ろうという発想はやめてほしい旨訴えると、B4校長は、建設委員会を立ち上げ検討していく旨、4億円の借入が必要

であるため職員に協力をお願いすることを理事会で決定した旨述べた。

X 2 組合が、工夫した計画を立てて検討しなければ結局は高いものになる旨指摘したところ、B 4 校長は、老朽化のため早く建て替えた旨述べた。

これに対し、X 2 組合が、体育館は全く使用できないという判定が出ているわけではないと質したところ、B 5 理事長は、生徒の事故が心配である旨答えた。

#### エ 定期昇給の実施及び一時金の支給について

X 2 組合が定期昇給の実施及び一時金の支給について問うと、B 4 校長は、体育館の建設などのため難しい旨述べた。X 2 組合が、それでは若手職員の給与を増額したいとする学園の主張と矛盾するのではないかと質すと、B 4 校長は、若手職員の定着を優先するため、30代までの職員の給与の上乗せを考えていると答えた。

これに対し、X 2 組合は、若手職員だけというのは怖い、短期、中期及び長期の計画を立てる必要があると述べ、再度検討するよう求めた。

#### オ 次年度人事計画について

B 4 校長は、ファッション科の職員の採用について、理事会に諮ったところ、将来的なことを考えると無条件で契約するのは難しいのではないかと意見があった旨述べた。X 2 組合が、将来的にファッション科の存続が難しいのかと尋ねると、B 5 理事長は財源の問題があるとして、再検討したいと答えた。

X 2 組合は、X 2 組合が要望した教科ではなく、要望していない一般教科を無期雇用とする人事を行ったのは恣意的人事である旨主張した。この団交において、確認書は締結されなかった。

### 7 4年4月20日の団交（4年度第1回団交）

- (1) 4年3月16日付けで、X 2 組合は学園に対し、同月23日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議、定期昇給の実施及び一時金の支給などを交渉項目とする団交を申し入れた。同団交申入書には、同月9日の団交（上記6（2））において、B 5 理事長が、2日間程の猶予を求め回答を先延ばしにしたにもかかわらず学園からの回答がない旨、定期昇給の実施及び一時金の支給に関して、このままでは年度内の実現が難しいため

緊急の申入れである旨記載されていた。

また、同団交申入書には、「回答に際しては具体的な財政資料等の提示を求めます」、「団交には全理事の出席を求めます」と記載されていた。

同年4月8日付けで、学園はこれに対し、同月13日、20日又は21日のいずれかに開催したい旨回答したが、X2組合の申し入れた期日に開催できない理由は明らかにしなかった。

(2) 4年4月20日、組合側からA2委員長外7名、学園側からB5理事長、B7校長（以下「B7校長」という。）外2名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

ア 給与規程等の改定について

B5理事長は、給与規程等の改定案の白紙撤回については保留とする旨、体育館建設の財源がない状態である旨述べた。

X2組合が、保留ということは今後、同改定案が再提案される可能性があるのか問うと、B5理事長は、何もかも撤回してしまうと、夢も希望もなくなってしまおうと述べた。

また、X2組合が、B6理事に任せていたため、一旦確認するとのことであった旨指摘すると、B5理事長は、現在、何も決まっていないため保留にしたいと答えた。

さらに、X2組合が、同改定案が残っている以上、職員が不安になると訴えると、B5理事長は、財源がない現状で、体育館が建てられないと述べた。これに対し、X2組合は、同改定案について白紙撤回し、体育館建設のための費用が必要であれば、別途提案するよう求めた。

B5理事長は、理事会に持ち帰らせてほしい旨、X2組合の協力がなないと体育館建設ができないことは分かっている旨述べた。

イ 定期昇給の実施及び一時金の支給について

B5理事長は、定期昇給について、何年も実施していないということで理事会で承認を得て、実施したと述べた。B5理事長は、プラスのことなのでよいと思い、本日の回答になったが、これからはX2組合に連絡をする旨告げた。これに対し、X2組合は、そもそも昨年度の問題であり、今年度を実施できたからよいとするものではないとして、学園が団交の開催を先延ばししたことが免罪されるわけではないと指摘した。

また、X 2 組合が、一時金の支給について尋ねると、B 5 理事長は「賞与を<sup>(ママ)</sup>してあげないと気分がでないと思っている。<sup>(ママ)</sup>いくらでも出したいと考えている。」と答えた。

ウ 経営再建特別委員会（以下「再建特別委員会」という。）について  
X 2 組合が、再建特別委員会のメンバーは生徒のことを分かっているのか疑問である旨述べ、同委員会のメンバーに X 2 組合の代表を加えるよう求めたのに対し、B 5 理事長は検討したいと返答した。

エ 確認書の締結

X 2 組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

第 1 回団交申し入れ書のうち「1、『給与規程の改定』『就業規則の改定』案の白紙撤回」について、理事長は 5 月の理事会で検討すること、を確認した。また、「再建特別委員会」のメンバーに組合の代表を入れるかについては 5 月の理事会で検討すること、を確認した。

8 4 年 5 月 2 6 日の団交（4 年度第 2 回団交）

(1) 4 年 5 月 1 1 日付けで、X 2 組合は学園に対し、同月 1 8 日又は 1 9 日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議及び再建特別委員会のメンバーに X 2 組合の代表を加えることを交渉項目とする団交を申し入れるとともに、団交への全理事の出席を求めた。

同月 1 6 日付けで、学園は同団交申入れに対し、都合がつかないとして、同月 2 6 日又は 3 1 日のいずれかに開催したい旨回答した。

(2) 4 年 5 月 2 6 日、組合側から A 2 委員長外 7 名、学園側から B 5 理事長、B 7 校長外 2 名が出席し、団交が開催され、下記のとおり協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

団交の冒頭、X 2 組合は理事会の構成員について質問し、学園もそれに応答した。この理事会の構成員に関するやり取りが本団交全体の約半分に及んだ。

X 2 組合が、給与規程等の改定案について、理事会でどのような提案をしたのか尋ねると、学園は緊急案件があったので協議していないと答えた。

また、X 2 組合が、B 5 理事長に対し理事長個人として、給与規程等の改定についてどのように考えているのか、同年 6 月 1 0 日の理事会ではどのような提案をするつもりなのか尋ねたところ、B 5 理事長は、職員の給

与を下げるつもりはない旨、資金調達しなければ施設整備に対応できるか懸念がある旨述べた。

X 2 組合が、未払残業代の返上という大きなことをしているのであり、同改定案の白紙撤回を求める旨、将来的な見通しを立ててこの程度必要だと提案してもらえらるなら協力する旨述べたところ、学園は、給与規程等の改定案について再提案するので、それを見て判断してほしいと答えた。これに対し、X 2 組合は、労使の協力体制を念頭に置き、同改定案について X 2 組合と検討するよう要求している旨述べ、学園の将来構想に X 2 組合を参加させてほしいと要求しているのもその一つである旨主張した。

また、X 2 組合は、学園は財源がないと主張していたにもかかわらず、学園の資料によると黒字であるため一時金を支給できたのではないかと質し、説明を求めた。これに対し、学園は、短期借入額を増やして対応することもできたが、それは負債となる旨、次年度については理事長も検討している旨回答した。

この団交において、確認書は締結されなかった。

#### 9 4年6月10日の団交（4年度第3回団交）

- (1) 4年6月8日付けで、X 2 組合は学園に対し、同月10日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議及び再建特別委員会のメンバーに X 2 組合の代表を加えることなどを交渉項目とする団交を申し入れた。また、X 2 組合は当該申入れにおいて、団交への全理事の出席を求めた。
- (2) 4年6月10日、組合側から A 2 委員長外 4 名、学園側から B 5 理事長、B 7 校長外 2 名が出席し、団交が開催され、下記のとおり協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

##### ア 給与規程等の改定について

給与規程等の改定案について、B 5 理事長は、理事会で数名の理事が保留とすると主張し、保留とすることが決定された旨述べた。X 2 組合が、理事会ではどのような提案をしたのか尋ねると、B 5 理事長は、理事会において自身は意見を出しておらず、同改定案の白紙撤回は認められないと決定された旨答えた。

また、B 5 理事長は、X 2 組合が同改定案を白紙にするよう要望していることを理事会で伝えたこと述べた。

さらに、X2組合が、体育館の建設費用を捻出するために、同改定案を保留としているのではないかと質すと、B5理事長は白紙撤回以前の問題として、借入をしないと体育館の建設はできないと述べた。

X2組合は、学園の努力が見えないとして、同改定案を白紙撤回すべきである旨主張した。

#### イ 再建特別委員会について

B5理事長が、建設委員会を立ち上げるので同委員会に加わるよう求めたのに対し、X2組合は、学園の再建を労使で検討するよう求めているのに、なぜ再建特別委員会に参加できないのかと質した。

これに対し、B5理事長が返答しなかったため、X2組合は、理由はないものと受け止める旨述べた。

この団交において、確認書は締結されなかった。

#### 10 4年7月8日の団交（4年度第4回団交）

- (1) 4年6月18日付けで、X2組合は、同月22日、23日又は24日を開催日として、団交を申し入れた。同団交申入書には、4年度の年間要求書が添付されており、次のとおり要求項目が示された。

##### 2022年度X2組合同年間要求書（抜粋）

###### 【要求項目】

1. (略) 学園は誠実な労使交渉を行うこと。また、具体的な資料に基づいた回答を行い、その協議事項に関係する理事を出席させること。
2. 賃金について、以下のことを実現すること。
  - ① 学園の給与規程改定（案）を白紙撤回すること。
  - ② 財政状況を明らかにし、職員が希望の持てる一時金支給を実現すること。
  - ③ 昇給に関して、俸給表適用の不合理的をなくし、速やかに本来の年齢号俸に戻すこと。
3. 労働条件について、以下のことを実現すること。
  - ① 学園の就業規則改定（案）を白紙撤回すること。
  - ② 組合と基本的な協議を行ったうえで職員募集を行うこと。
  - ③ 学科主任の持ち時間については部長の取扱いと同じ2コマ程度の軽減を行うこと。

4. 健全な学校法人運営に関して、学園は以下のことを実現すること。
- ①理事長は独断専行の学園経営をやめ、ガバナンスを確立させること。
  - ②学園再建委員会において、将来構想の基礎となる耐震化を含む経営改善計画を早急に作成すること。
  - ③公正・公平な人事を実現させるため、職員から互選された委員と、管理職からなる人事委員会を立ち上げること。
- (以下略)

同月20日付けで、学園は同団交申入れに対し、都合がつかないとして、同年7月5日、6日又は8日のいずれかに開催したい旨回答した。

- (2) 4年7月8日、組合側からA2委員長外6名、学園側からB5理事長、B7校長外2名が出席し、団交が開催された。

団交は、X2組合が上記(1)の要求項目を読み上げ、学園がそれに答える形式で進行したが、主に下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

ア 給与規程等の改定等について

X2組合は、給与規程等の改定案について、まずは白紙撤回するよう迫るとともに、一時金の支給について説明を求めた。X2組合が協議をしたのか問うと、B5理事長は、これから協議する予定である旨答えた。

この理事長の回答について、X2組合は、無責任であると質し、何の財務分析もない判断は危険であると述べた。

イ 次年度人事計画について

X2組合は、X2組合との協議の下に人事を決定すると決まっていたにもかかわらず、当時のB4校長は慣例を破ってこれを拒否した旨主張した。また、回答に際してB5理事長が、B7校長に意見を求めようとしたことについて、X2組合は、理事長は何も考えていないということではないかと述べた。

さらに、X2組合は、県立高校の職員採用が決定した後は争奪戦になるため、人事計画を立てて、無理にでも採用するタイミングを計らなければならないと述べ、職員募集について検討するよう求めた。

この団交において、確認書は締結されなかった。

(1) 4年7月13日、X2組合は、①誠実団交の実施（経営施策の強行のために団交の実効性を失わしめる意図的な日程引き延ばしをしないこと、具体的な資料に基づく回答を行うこと）、②X2組合との約束遵守（人事交渉に関する過去のあっせん内容の遵守、徹底的な財務分析の実施、「職員が未払い残業代を7割放棄すれば学園再建ができる」との約束の実行、団交での確認事項の実行）、③X2組合を誹謗・中傷する発言と組合員への恫喝の禁止を求めて、当委員会にあっせん申請を行った（福岡労委4（調）1号）。

(2) 4年8月10日（第1回）及び同年10月12日（第2回）、当委員会においてあっせんが実施されたが、双方の主張の隔たりが大きく、あっせんは打ち切りとなった。

## 12 4年7月29日の団交（4年度第5回団交）

(1) 4年7月25日付けで、X2組合は学園に対し、同月29日を開催日として、上記10（1）と同様の項目を要求項目とする団交を申し入れた。

(2) 4年7月29日、組合側からA3執行委員（以下「A3」という。）外7名、学園側からB5理事長、B7校長外3名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

### ア 給与規程等の改定について

B5理事長は、給与規程等の改定案について白紙に戻すつもりはないが、職員の意見を聞いて再検討する旨、理事会では保留とすることを決定している旨述べた。

X2組合が、保留であればいつ復活するのかわからないと述べ、同改定案を白紙撤回し、X2組合との協議の上で作成することを提案するよう求めると、B5理事長は「理事会ではからさせていただきます」と答えた。

### イ 一時金の支給について

X2組合が、夏季の分は支給できないが、冬季の分は必ず支給するという事なのか確認すると、B5理事長は、以前は支給していたとのことだが、もう何年も支給していないと聞いており、どうにかしないといけないと思っていると述べた。

また、X 2 組合が、一時金を支給できない具体的な根拠を示すよう求めると、B 5 理事長は、エアコンの修繕など設備投資を優先したい旨述べた。

さらに、X 2 組合が、エアコンの修繕に必要な見積額を尋ねると、B 5 理事長が査定中である旨答えたため、X 2 組合は、エアコンの修繕を理由に支給しないのであれば、数字を示すよう求めるとともに、理事会で資金繰表及び補正予算等の資料に基づいて議論しているのかと問うと、B 5 理事長は「やってません」と答えた。

X 2 組合は、厳しいと言われても定期昇給はした旨、財務分析もなく定期昇給をする方が恐ろしい旨述べた。

#### ウ 次年度人事計画について

X 2 組合が、次年度の職員募集について、学園が X 2 組合と協議しない理由を問うと、B 5 理事長は、理由はないと述べ、「組合と協議した上になると、すべての教職員の意見を聞かないといけないと自分は思った」と答えた。

これに対し、X 2 組合は、以前は協議を行っていたが、協議を行わなかった結果、職員の負担が増しているとして、X 2 組合を有利にしたいという趣旨で主張しているのではないと述べた。さらに、X 2 組合は、B 5 理事長が述べた教職員全員に聞かなければいけないという理由は、組合軽視である旨述べるとともに、X 2 組合は公式な職員の代表機関であり窓口であると主張した。

#### エ 確認書の締結

X 2 組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

(略) 理事長は、8 月中旬に開催予定の理事会に以下の事を諮る。「学園の給与規程改定案と就業規則改定案を白紙撤回した上で、組合と給与規程・就業規則の改定を改めて協議する。」

### 13 4 年 9 月 7 日の団交（4 年度第 6 回団交）

- (1) 4 年 8 月 10 日付けで、X 2 組合は学園に対し、同月 19 日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議を要求項目とする団交を申し入れた。同月 18 日付けで、学園は同団交申入れに対し、都合がつかないとして、

同月26日又は29日のいずれかに開催したい旨回答した。

(2) B8弁護士(以下「B8弁護士」という。)は、4年9月2日付け「受任通知」により、学園からX2組合との団交の対応について委任を受けた旨、団交には自身が出席し、B5理事長は出席しない旨を通知した。

(3) 4年9月7日、組合側からA2委員長外6名、学園側からB8弁護士、B7校長外2名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

#### ア 団交の出席者について

X2組合が、B5理事長の欠席の理由について尋ねると、B8弁護士は、「今回から私が入るようになるから」と答えた。さらに、X2組合が、B5理事長は今後、出席されないということか問うと、B8弁護士は、「状況によって出席はある。代理人となる。決定権はない。」と述べた。

#### イ 給与規程等の改定について

B8弁護士が、給与規程等の改定案は不利益になる部分はあるが、差し支えない部分があると思うと述べたのに対し、X2組合は、同改定案についてその部分も含めて検討するよう何度も伝えている旨答えた。

また、X2組合は、理事会で正式決定していない、一部の理事で検討しB5理事長も理解していない、発案した理事もいない状況で、どうするのかと学園に問うた際、学園が間に合わないから保留とする旨回答したのであるから、一旦白紙撤回して再度検討する必要がある旨述べた。

B8弁護士は、最初からではなく、学園側としてこうしたいと考える提案をして、それに対してX2組合の意見をもらう方がよいと告げた。

X2組合は、学園から未払残業代の7割を債権放棄すれば、学園の再建が可能であると言われたから協力したのに、その後、何の報告もない旨、X2組合は建設的に話し合おうとしているのに、団交に理事長が出席しない旨指摘した。B8弁護士は、残業代の返上も大きなことであるが、貸借対照表からすれば大変であると述べた。

X2組合は、学園が財務分析をして、財政の見直しを行い、それでも足りない分を返上するという約束だったはずで、債権放棄した後、納得できる資料が提示されていないと訴えた。

B8弁護士は、同改定案について白紙撤回する必要はないと述べ、給

与規程の説明ができる範囲で修正して吟味して、不利益変更が必要なのであれば検討することを提案した。これに対し、X2組合は、学園ができると言ったから返上したのに、それ以上の既得権を奪うものは受け入れられないと述べた。

B8弁護士は、同改定案の白紙撤回に関する方向性を次回の団交で示す旨告げた。

#### ウ 次年度人事計画について

X2組合が、誰を雇うかは学園の権限ではあるが、現場の要望を踏まえて検討しなければならないと質したところ、B5理事長就任以前は協議していたと質したところ、B8弁護士は、基本的には経営の専権事項であるとする旨述べた。これに対し、X2組合は、自分たちからすれば立派な労働条件であると反論した。

B8弁護士が、どこにどれだけの人員が必要かを聴取して、学園側で検討するということを確認したところ、X2組合は「そうです」と述べ、その意見聴取もされないと訴えた。

X2組合が、4年10月初旬に職員募集を行うのであれば、同年9月中に協議しなければならない旨告げると、B7校長は、今月中に募集を行う予定であるが、理事会ではまだ決定されていない旨説明した。

これに対し、X2組合は、理事会の前に、団交で協議する必要がある旨主張した。

#### エ 確認書の締結

X2組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

- |   |
|---|
| <p>①次回の団体交渉で、学園側から就業規則（案）、給与規定<sup>(案)</sup>（案）の白紙撤回に関する方向性を示す。</p> <p>②次年度人事採用について、団体交渉での協議をするかどうかを学園側で検討する。</p> |
|---|

#### 14 次年度の人事採用情報の掲載

4年9月9日付けで、学園は、学園のホームページ上に、次年度人事採用の情報を次のとおり掲載した。

高等学校教員の募集について（抜粋）
-------------------

1 募集する教員

(1) 教科等

ア	保健体育	(常勤講師)	若干名
イ	外国語(英語)	(常勤講師)	若干名
ウ	食物	(常勤講師)	若干名
エ	看護	(常勤講師)	若干名
オ	福祉	(常勤講師)	若干名
カ	ファッション	(常勤講師)	若干名

(2) 勤務期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3) 1年後、継続して任用、又は専任(教諭)への登用をすることもあります。

2～4 (略)

5 応募期間・方法

9月30日(金)まで(以下略)

6 (略)

15 4年10月6日の団交(4年度第7回団交)

(1) 4年9月27日付けで、X2組合は学園に対し、同月29日を開催日として、次年度の人事採用について団交での協議をするかどうかを学園側で検討すること及び給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すことを要求項目とする団交を申し入れた。同団交申入書には、同月中に職員を募集したいとの学園の意向を踏まえ、遅くとも同月末には団交を開催する必要性がある旨が記されていた。

同月29日付けで、学園は同団交申入れに対し、急な日時指定のため都合がつかないとして、同年10月6日又は7日のいずれかに開催したい旨回答した。

(2) 4年10月6日、組合側からA2委員長外6名、学園側からB8弁護士、B7校長外2名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

ア 団交の出席者について

X2組合が、理事長はどういった理由で欠席なのか問うと、B8弁護士は、「弁護士に委任している。校長がいることによって団体交渉の成

立義務は果たしている。決定権は代理人として持っている。何でも決定できる<sup>(ママ)</sup>ではないので、もちかえる。」と発言した。

また、X 2 組合が、私立学校法で理事会の議事録の公開義務があると述べると、B 8 弁護士は、通常は開示しないと答えたため、さらに X 2 組合が、「あなたの判断で理事会の内容については教えないということですか」と質問したところ、B 8 弁護士は、「すべてを把握している代理人なんていない」と答え、理事会の内容について「現段階では<sup>(ママ)</sup>解答できるものがない」と発言した。

#### イ 次年度人事計画について

B 7 校長は、4 年 9 月中に進める予定であったので、ホームページ上に掲載する前に、担当教科の職員に確認し、同月 9 日に掲載した旨を説明した。

これに対し、X 2 組合が、ホームページに載せるまでにすることではなく、4 年 9 月 7 日の団交で何を確認したか問うと、B 8 弁護士は「組合に示すことが必要でしたよね」と答えた。

X 2 組合がなぜ事前に通告しなかったのか質したところ、B 7 校長は「約束をやぶったつもりはない」と返答し、B 8 弁護士は「校長が何も聞いていないつもりはなくて、学科から聞いている」と述べた。

X 2 組合は、次年度の職員募集について、自らホームページを確認し判明した旨述べ、確認書を守らなかったため問題が起きているとして、理事会で協議をしたのか問うと、B 7 校長は、ホームページ上に掲載する内容に関して議論した旨答えた。

X 2 組合が、そもそも学園はどの段階でどのような内容を X 2 組合と協議しなければならなかったのかと問い質すと、B 8 弁護士は「募集前に組合に確認する」と返答した。

さらに、X 2 組合が、それでは確認書の内容を履行していないのであるから不当労働行為である旨主張すると、B 8 弁護士は、それは労働委員会が決めることである旨述べた。

X 2 組合が、確認書に違反していることは認めるのかと質したところ、B 8 弁護士は、「いつまでにと確認しましたか」と尋ねた。これに対し、X 2 組合は、4 年 9 月中に募集したいと言ったのでそれが前提であると主張した。

B 8 弁護士は、人事は学園の専権事項である旨、決定に際しては本件高校の現場の意見を聞いて行う旨述べた。

X 2 組合が、人事というのは人員配置のことを指しているのであって雇用の話ではなく、30年度確認書（上記2（1））もそれに基づいたものであると主張したところ、B 8 弁護士は、同確認書は解約するが、人事について団交を応諾するかは別途検討する旨告げた。

X 2 組合は、次年度の人事計画について、団交で協議することは慣例化しており、それを覆すのであれば相応の理由が必要である旨主張した。

続けて、X 2 組合が、この人数の職員を採用して、学園の財政は持ちこたえられるのか問うと、B 7 校長は、助成金もあると聞いていると答えた。これについて、X 2 組合が根拠となる資料について尋ねると、B 7 校長が資料はないと答えたため、X 2 組合は、それで職員を採用できると言われても困ると述べた。

また、X 2 組合は、人事は一旦停止してもらわなければ困ると述べ、本団交における確認書の記載内容について、「学園は『令和4年9月9日付け高等学校教員の募集について』を一旦停止し、組合と協議することを早急に検討する。学園はその結果について、文書で組合に回答する」との内容とすることを提案した。B 8 弁護士が、「早急」の目安について問うと、X 2 組合は、とりあえず一週間とする旨答えた。

#### ウ 給与規程等の改定について

X 2 組合が給与規程等の改定案について報告を求めると、B 8 弁護士は、現在内容の精査をしており、新たに提示する旨告げた。X 2 組合は、給与削減よりもまず財務分析を行う必要がある旨述べた。

#### エ 一時金の支給について

X 2 組合は、財務分析をもとに、次回団交において、夏季分と冬季分とを併せて協議を行うよう求めた。

#### オ 確認書の締結

X 2 組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

学園は「令和4年9月9日付高等学校教員募集について」を一旦停止し、組合と協議することを早急に検討する。学園はその結果について文書で回答する。

## 16 教職員の募集について

- (1) 4年10月13日、学園はX2組合に対し、上記15(2)オの確認書に基づく回答として、「ご連絡」と題する文書により、教職員募集については早急に掲載する必要があるため、同月17日に学園のホームページ上に一部修正した内容の募集情報を掲載する旨通知した。
- (2) 4年10月28日、学園はX2組合に対し、「労働協約解約通知」と題する文書により、30年度確認書(上記2(1))の下記箇所について、5年1月25日をもって解約する旨通知した。

### 2. 労働条件について

次年度人事採用について、具体的な人事計画を学園が作成したのち、団交での協議、財務部会での検証・理事会での承認を得る。

## 17 4年11月14日の団交(4年度第8回団交)

- (1) 4年11月1日付けで、X2組合は学園に対し、同月8日を開催日として、次年度人事採用について、給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すこと、学園の将来構想及び再建状況についての説明並びに賃金について、を要求項目とする団交を申し入れた。同団交申入書には、「回答に際しては具体的な財政資料等の提示を求めます」、「団交には全理事の出席を求めます」と記載されていた。

同月4日付けで、学園は同団交申入れに対し、都合がつかないとして、同月10日又は14日のいずれかに開催したい旨回答した。

- (2) 4年11月14日、組合側からA2委員長外5名、学園側からB8弁護士、B7校長外2名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

### ア 団交の出席者について

X2組合が、B5理事長の欠席理由について問うと、B8弁護士は、「委任を受けた弁護士によって誠実団交であるかと」と答え、自身が決定権限を有している旨述べた。

これに対し、X2組合が、権限を有しているというのであれば、財務分析ができているのか質すと、B8弁護士が完全にはできていないと返

答したため、X2組合は、分析できていないのであれば、誠実な団交とはいえない旨主張した。

イ 次年度人事計画について

X2組合が、30年度確認書（上記2（1））について、5年1月25日までは有効であるのか尋ねたところ、B8弁護士は、有効である旨答えた。X2組合は、同確認書が有効であるならば、職員採用についてX2組合と協議するべきであると述べ、解約するのは同確認書が有効であることを認めていることになる旨指摘し、これからでも協議したい旨主張した。

さらに、X2組合が、団交で確認した内容が、「ご連絡」と題する印鑑もない文書で返ってきたと質すと、B8弁護士は「こちらはそれで終わったと認識していた。判断した結果はそれで結構です。」と回答した。

ウ 給与規程等の改定について

B8弁護士は、年内に全職員向けに説明会を実施予定である旨告げた。

X2組合が、社会保険労務士に依頼している最中であるのか尋ねると、B8弁護士は、詳細は答えられないと述べた。

これに対し、X2組合は、精緻な財務分析もなく給与規程等の改定を先行するなら昨年からの学びが一切ない旨、給与を削るのは何のためなのか説明がないことには理解できない旨主張した。

エ 学園の再建計画について

X2組合が学園の再建構想について質問すると、B8弁護士は、5か年計画を作成中であり、完成すれば全職員に可能な範囲で開示する旨述べた。

また、X2組合が体育館建設について質問すると、B8弁護士は現時点では目途が立っていないと答え、B7校長もここで話すことは何もないと答えた。

さらに、X2組合が5か年計画について質問すると、B8弁護士は誰が関わっているのかについては答えられない旨、少なくとも着手しているということで容赦してほしい旨答えた。

オ 一時金の支給について

学園は、一時金について500万円の資金は確保できるが、教室の空調の修理の費用に200万円から300万円程必要である旨述べた。

X2組合がゼロなのかと問うと、学園はゼロではないと答え、さらにX2組合が空調の修理の詳細な見積について尋ねると、学園は、見直しすれば変更される可能性はあるが、非常勤の教職員に対する支給は難しい状況で、常勤の教職員に対する支給を優先したい旨述べた。これに対し、X2組合は、常勤の教職員を優先するのは分かるが、非常勤の教職員がいないと成り立たない旨訴えた。

また、X2組合は、一時金は求人に関わるとして、次回団交を4年12月上旬に開催するよう求めた。

カ 年齢給に達していない職員の是正措置について

B8弁護士が、財源の確保が難しいと述べたところ、X2組合は、今年度当初に突然定期昇給した例を挙げ、何度交渉してもだめだったのに理事長の判断で実施できるならいつでも実施できると考えざるを得ない旨述べ、財務資料の情報開示を求めた。

キ 確認書の締結

X2組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

次回の団体交渉で、学園は、財政資料を添えて一時金についての考えを示す。また、次回の団体交渉は、12月上旬とする、ということを確認した。

18 4年12月6日の団交（4年度第9回団交）

- (1) 4年11月30日付けで、X2組合は学園に対し、同年12月6日を開催日として、一時金の支給及び年齢給に達していない職員の是正措置を要求項目とする団交を申し入れた。X2組合は同団交申入れにおいて、団交への全理事の出席を求めた。
- (2) 4年12月6日、組合側からA2委員長外5名、学園側からB8弁護士、B7校長外2名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。本団交において、学園は資料として、同日時点における「資金繰予定表（4年度）」、3年11月29日付け「3年度福岡県私立学校経常費補助金変更交付申請書」及び4年11月28日付け「4年度福岡県私立学校経常費補助金変更交付申請書」を提供した。

ア 団交の出席者について

A2委員長が、B5理事長の欠席理由について問うと、B8弁護士は

自身が委任を受けており、条件を満たしている旨答えた。

続けて、A 2 委員長が、今回は一時金交渉であるが、細かい金銭の交渉について、決定権限をもって交渉できるのかと質すと、B 8 弁護士は「案を持ってきている。具体的に金額を決めるのは、相手が飲めなければ持ち帰ることになる。」と回答した。これに対し、A 2 委員長は、それではメッセージにすぎず、交渉にならない旨述べた。

#### イ 一時金の支給について

学園は、一時金の支給について交渉を開始する前に、上記資料をX 2 組合に提供し、冬季賞与の金額は常勤の教職員が3万円、非常勤の教職員が1万円である旨告げた。

そして、学園は、公認会計士から翌年度への繰越額については3900万円を維持するよう指示されており、資金繰予定表ではそれを満たしていること、また、補助金の交付額が昨年度より300万円程度しか増えておらず、そこから一時金の財源として支給できるのは200万円で、常勤の教職員が60名弱、非常勤の教職員が40名弱であることに加え、X 2 組合の要求を考慮し、理事会でこの案が承認されたことなどを説明した。

X 2 組合が、理事会での資料について尋ねると、学園は、資金繰予定表のみであると答えた。続けて、X 2 組合が、経常収支差額では黒字であり昨年も潰れると連呼していたが黒字であったとして根拠がない旨述べ、理事会でどのような議論をしたのかと質したところ、B 7 校長は、記憶がないと答えた。

X 2 組合がB 7 校長に「どう考えてるんですか」と問うと、B 7 校長は、考えてはいるがないものは支給できない旨答えた。これに対し、X 2 組合は、近隣の私学は生徒数が減っても支給されていると述べ、職員は広報活動を行っており生徒数は増えているにもかかわらず、これでは納得できない旨、経営努力が見えない旨言及した。B 7 校長は、「使えるお金が限られている。決まっている額をどうするかでしょう。」と述べた。

X 2 組合は、本団交に出席していない組合員らに対し一時金が3万円でよいのか確認するため休憩をとることを提案し、学園に対しても休憩中に議論するよう求め、団交は一時中断した。

団交再開後、B 8 弁護士は、「金額の変更はない。会計士の指導のもと、確保できる金額である。暫定予算では当初一時金はないところから、出すという議論になった。そこから非常勤も含めて検討している。この場では金額の変更はない。」と発言した。

これに対して、X 2 組合が、金額以前に財政的な根拠も含めた理事会の姿勢が見えない旨述べ、B 8 弁護士の権限について質すと、B 8 弁護士は、これが判断した結果であると述べた。X 2 組合は、この金額では妥結できない旨述べ、学園に対し、「少しでもこちらの言ったことに回答ができる資料の準備をしてほしい」と発言した。

次回団交の日程を確認するに当たり、学園が一時金の本来の支給日について「交渉の成立次第」と告げると、X 2 組合は、近年では12月27日に支給されている旨述べた。これに対し、B 8 弁護士は年内に次回団交が可能なのか問うと、X 2 組合は、理事会の問題であるとして、「理事会実施、資料準備を含めて検討してください。年内越せば引き延ばしになりますから。せめて、終業式に校長から説明がないと。できたら年内支給が可能な20日前に設定できないか。組合から団交実施の要望書を出す。」と発言した。

#### ウ 確認書の締結

X 2 組合と学園は、次のとおり確認書を締結した。

学園は、年内支給が可能な12月20日（火）までに、団交を開くことを持ち帰り検討する。
--

#### 19 冬季賞与の支給に関するやり取り等

- (1) 4年12月12日付けで、X 2 組合は学園に対し、同月20日を開催日として、一時金の支給及び年齢給に達していない職員の是正措置を要求項目とする団交を申し入れた。同団交申入書には、「回答に際しては具体的な財政資料等の提示を求めます」、「団交には全理事の出席を求めます」と記載されていた。
- (2) 4年12月17日付けで、学園はX 2 組合に対し、「第10回団体交渉申し入れについて」と題する文書により、同月6日の団交の合意事項（上記18（2）ウ）について、検討の結果、日程調整ができなかったため、5

年1月に延期する旨通知した。また、同文書には、「貴組合より令和4年12月20日の団体交渉申し入れがありました。ご希望に添えず申し訳ございません。改めて開催可能な日時をお知らせいたしますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。」と記載されていた。

- (3) 4年12月22日、学園は、「冬季賞与支給に関するお知らせ」と題する理事長名の文書を全職員に配布した。同文書には、冬季賞与として、常勤の教職員に対し一律3万円、非常勤の教職員に対し一律1万円を、同月27日に支給する旨、支給額については同月2日の理事会で5年3月31日までの資金繰り等を検討した結果である旨が記載されていた。

4年12月27日、職員に冬季賞与が支給された。

- (4) X2組合は学園に対し、4年12月28日付けで、冬季賞与を支給したことに対する抗議文を送付するとともに、「労働協約解約通知」と題する文書により、未払残業代総額の70パーセントの債権を放棄すること等を記した3年6月7日の団交（3年度第1回団交）確認書（上記3（3））を、5年3月28日をもって解約する旨通知した。

## 20 B2理事の就任

5年1月18日、理事会が開催され、学園の理事にB2理事が就任した。同理事会において、組合への対応に関する全権限をB2理事に与える旨承認された。

## 21 5年1月6日付け文書

学園は、5年1月23日、同月6日付け「Yの教職員の皆様へ」と題する理事長名の文書を全教職員の机の上に配布した。

当該文書には、以下のとおり記載されていた。

### Yの教職員の皆様へ（抜粋）

「X2組合 組合ニュース」がみなさんの机の上に置いてあることがあります。

この「組合ニュース」の文面の中に教職員の皆さんが誤解を抱かれるであろう多くの間違った内容が記載されていますので、本学園の経営責任者としてあらためて事実を連絡させていただきます。今後くれぐれも誤解されな

いようをお願い申し上げます。

①「組合ニュース 1971」

(略)

②「組合ニュース 1972」

未払残業代 放棄した7千万円はどうなったのか

令和2年当時、労働基準監督署の検査を受けた結果、未払残業代として105百万円もの金額を負債として当学園は負わされました。したがって、令和3年3月31日の決算では大幅な赤字を計上したうえで、辛うじて決算をすることができました。

(決算できなければ、経営破綻となっておりました。)

(中略)

教職員の中に、学校は社会資本だからと貸してくれると以前、発言された方もおられましたが、銀行はそんなに甘くありませんので、みなさんにお知らせしておきます。

③「組合ニュース 1973」

1. (略)

2. 同ニュースに記載されている文章は、組合の一方的な感情論を書かれています。

Yという同じ船に乗って、共に再建していこうと決意している理事長に対する誹謗中傷は止めていただきたい。一般社会人として見苦しいと思います。

④「組合ニュース 1974」

全文、不当労働行為ではありません。労働組合法違反でもありません。

当学園に労働組合がありますが、理事長は全教職員の意見に耳を傾け、これを基に今後、学校運営をしてまいります。

したがって、今後も教職員が加入している組合のみの意見聴取は、絶対にいたしません。

今後、教職員の皆様におかれましては、「組合ニュース」の記載内容などには、くれぐれも誤解されないようお願い申し上げます。

(以下略)

また、学園は同日、「追加文書」と題する文書を併せて配布した。当該文書には、以下のとおり記載されていた。

#### 追加文書

令和4年12月28日午後、本学園の労働組合が別紙抗議文書と令和3年6月7日付労働協約の解約通知を校長宛提出いたしております。

解約通知内容は、労働組合は既に合意していた未払残業代70%放棄を解約するという事です。未払残業代の問題は令和3年6月に労働組合員を含めて全教職員と学園間で正式に書面により未払残業代金70%を放棄する旨、約定しているにも関わらずであります。更に未払残業代の30%は約定通り支払い済です。

今回の労働協約の解約通知により最悪の場合、裁判による決着しかないと考えています。万一、裁判で組合の主張が認められた場合、学校法人Yは、経営破綻に直面すること、さらには銀行に対する信用も地の底に転落してしまうことをも明白であります。

従いまして、今後生徒の為の設備投資案件の凍結とならざるを得ません。今回の労働協約の解約は労働組合にとりましても自殺行為の所業であります。

労働組合はYの生徒の事をどのように考えているのでしょうか。  
教職員の生活をいったいどうするのでしょうか？

さらに、学園は同日、「追加の追加」と題する文書も併せて配布した。当該文書には、以下のとおり記載されていた。

#### 追加の追加

令和4年12月16日の給与改定説明会において本学園の労働組合現委員長が、「学校法人は社会資本だから資金を貸さない銀行はない」と発言されました。

大至急、発言の具体的な根拠を提示されるよう求めます。  
もし、具体的な資料に基づく説明が無い場合、今後は根拠の無い発言は控えるようYの教職員として相応しい節度を持った言動を強く求めます。

22 5年1月27日の団交（4年度第10回団交）

- (1) 5年1月10日付けで、学園は上記19(1)の団交申入れに対し、同月26日又は27日のいずれかに開催したい旨回答した。
- (2) 5年1月27日、組合側からA2委員長外7名、学園側からB2理事外1名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。

本団交において、学園は資料として、学園と他の4校の学校法人との経費等を比較した「Y経費分析」と題する資料（以下「本件財務比較資料」という。）を提供した。

ア 団交の出席者について

X2組合が、本日の学園側の出席者は2名だけなのかと問い質したところ、B2理事は、「はい、僕が全権限をいただいてまいりましたから、はい」と答え、自身に理事会から労働組合に対応するすべての権限が委任されている旨、理事長からも一任を受けている旨述べた。

これに対し、X2組合が、「労働協約を締結できる権限を持ってらっしゃるということですね」と発言したところ、B2理事が「もちろんですよ」と答えると、X2組合は「安心いたしました」と発言した。

続けて、X2組合が、理事長が出席しない理由を尋ねたところ、B2理事は「僕がお断りしたから」と回答した。A3が、それは理由にならないと反論すると、B2理事は、「あなたは組合の代表者なんですか」と質問した。A3や組合員が、委員長以外でも交渉権はあると答えると、B2理事は、「何という法律の何条で交渉権があるんですか。労働組合法の第6条でしょう。」、「あなたがその6条に合致してるんですか」、「交渉権というのは、労働組合法の第6条御存じですか」などと発言した。また、A2委員長が委任していると述べると、B2理事は、当該組合員に対し「いつ委任を受けたんですか」と繰り返し質した。

このやり取りの間に、A3や他の組合員が、交渉権限はある旨を立て続けに発言したことに対し、B2理事は、「社会人としてのマナーは守りましょうよ」、「教師でしょう」、「教育してるんですか」などと発言した。

また、B2理事は、自身の発言の最中に組合員が続けて発言したことに対し、「ちょっと待ってくださいよ、話<sup>(ママ)</sup>してるんだから」、「あなた3回目よ、これ」と発言した。

X 2 組合がこれまでの経緯を把握した上で団交に出席するよう求めると、B 2 理事は、「じゃあもう、今日はこれで打ち切りにしましょうか」と発言したほか、X 2 組合が理事長の出席を求めたのに対し、「もう中断して、今日はもう散会しましょうか」と発言した。

#### イ 団交の進行について

X 2 組合が、これまで団交の進め方として、学園側と組合側とで交互に司会を立てることとしており、今回は組合側が司会を担当すると告げたところ、B 2 理事は、自ら司会を行うと申し出た。これに対し、X 2 組合が、再度今回は組合側が司会を担当することになっていると告げると、B 2 理事は、「委員長にお任せします」と述べ、組合側が司会を担当することについて了承した。

#### ウ 一時金の支給及び年齢給に達していない職員の是正措置について

B 2 理事は、4 年 1 2 月の支給に対して、今日現在、返金している者は一人もない旨指摘し、今後、この一時金について団交で協議するためには、前提条件として、まず学園に返金してもらうか、法務局に供託してもらうことが必要で、それが無い時点では、納得して受け取っているものであり、学園としては一時金の件は済んだものと考えている旨述べた。

X 2 組合が、妥結をせずに支給したことについて見解を問うと、B 2 理事は、自身の理事就任前のことであるとして、「組合と交渉の途中で妥結をしてないのに支給をしたという説明は受けております」、「何回か交渉をしたと思いますけれども、妥結にはとうとう、年末になっても至らなかったと。で、学校側としましては、まあ少しだけでも金員をです、支払いたいということで、全員に支給をしたと、そのような説明を受けております。」と発言した。

X 2 組合は、4 年 1 2 月 2 日の理事会で決まったから支給する旨通知されたが、団交はその後の同月 6 日に開催されているとして、団交軽視である旨主張した。

また、X 2 組合が、同月 6 日の団交において、もう一度財務資料を提示した上で説明して、同月 20 日が支給に間に合う期限であると言われたため、確認書を交わした旨質したのに対し、B 2 理事は、前回の団交で X 2 組合に示した資金繰り予定表により、これから将来に向けて、必要

な支出の内容など学園の財務状況を把握できると主張した。

X 2 組合が、資金繰予定表では、学園の経営努力や、経費削減の施策が分からないと指摘したところ、B 2 理事は、経費削減の施策は資金繰予定表では分からないが、資金の流れは分かる旨答えた。

これに対し、X 2 組合が、どのように再建していくのかを以前から求めている旨告げると、B 2 理事は、X 2 組合の意図は、学園が現在非常に厳しい経済状態にあつて、今後はこういう経営改善の努力をしていくので、今回は非常に少額であるが、我慢してくださいという理解に足る資料を提供するよう求める趣旨である旨確認し、その点については本日の理事会で議論した旨述べた。

B 2 理事は、自身の理事就任前に設立された再建特別委員会がほぼ活動できていないとして、メンバーを入れ替え、新たな再建特別委員会の第 1 回会議を 5 年 2 月 13 日に開催する予定である旨告げ、また、今後は月 1 回又は 2 回の頻度で同委員会を開催し、どういう再建策をつくっていくのかをまず議論するが、その中で最初にしなければならないことは財務分析である旨説明した。

続けて、B 2 理事は、建物の耐震に関する資料を示し、至急校舎の耐震化工事の要否の診断を行う必要があること、生徒募集の広報についても見直していくことについて言及した上で、本件財務比較資料を配付し、同資料は学校法人に共通する財務項目について抽出した資料であること、このままいくと今年度で 6 年連続の赤字となる可能性があることを説明し、職員の理解を得ながら人件費を削減する努力をしつつ、一方で、生徒数を増やす方針である旨述べた。

さらに、B 2 理事は、生徒が過ごしやすい学園づくりが必要であるとして「再建委員会では建物の改築、建て直しプランにも着手しましてですね、予算計上も諮りながらやっていきたいなと思っております。だから、人件費ばかり注目するわけではございませんけれども、ある程度の御納得をいきながらですね、上げる部分は上げるし、下げる部分は下げたいなと思っております。」と発言し、必要な資料があれば書面で示すよう求めた。

X 2 組合は、学園の再建計画や体育館建設に要する費用が明らかにされておらず、資金繰予定表だけで冬季賞与の支給額が決まり、その金額

が妥当かどうかとも分からないので、まずそれを示すよう求めている旨述べた。

また、X 2 組合は、3 年度の経常収支差額はマイナスとなっておらず、本件財務比較資料は信用性に欠けるものである旨主張し、経常収支差額が一つの指標になるにもかかわらず、それを記載していない理由を説明するよう求めた。これに対し、B 2 理事は、他の学校法人と比較するために同じ項目を抽出して作成した資料である旨再度説明した。

さらに、年齢給に達していない職員の是正措置について、B 2 理事は、「お金はないので、無理ですね」と述べ、再度、必要な資料があれば書面で示すよう求めた。

エ 5 年 1 月 6 日付け文書（上記 21）について

X 2 組合は、同文書は組合批判を繰り返すものであるとして、X 2 組合のせいで学園が潰れるというように読み取れる旨指摘した。これに対し、B 2 理事は、本団交の議題に含まれないと答え、議題としたいのであれば、次回の団交で議題として申し入れることが必要である旨述べた。この団交において、確認書は締結されなかった。

23 本件不当労働行為救済申立て

5 年 2 月 2 日、申立人らは、当委員会に対し、前記第 1 の 2 の請求する救済内容のうち、「X 2 組合の 4 年 1 月 1 8 日付け、同年 2 月 1 4 日付け、同年 3 月 1 6 日付け、同年 5 月 1 1 日付け、同年 6 月 8 日付け、同月 1 8 日付け、同年 7 月 2 5 日付け、同年 8 月 1 0 日付け、同年 9 月 2 7 日付け、同年 1 1 月 1 日付け、同月 3 0 日付け及び同年 1 2 月 1 2 日付けの団交申入れに対し、誠実に応じることを求めて、本件不当労働行為救済申立てを行った。

24 5 年 2 月 6 日付け文書

学園は、5 年 2 月 6 日付けで「理事長から Y 全教職員の皆様へ」と題する文書を全教職員の机の上に配布した。

同文書には、以下のとおり記載されていた。

理事長から Y 全教職員の皆様へ  
学校法人 Y は、常に全教職員の皆さんとは、平等に接することを表明

いたしております。

その一環として、1月27日に労働組合との団体交渉がありました。

従来から、「組合との団体交渉は密室化されている。」「組合員だけを特別扱いしている。」との不平・不満が耳に入ってきたものですから、組合との団体交渉内容を全教職員のみなさまに公開いたします。

組合員の皆様は、しきりに理事長が出席しないことを問題視され、批判もされていたということです。

学校法人Yの理事長は、経営責任者であります。私は一日も早く学校の再建ができるように生徒たちの将来の為、ひいては全教職員の生活を保障するための組織を作りあげ資金面での憂いをなくすことが、理事長の職務と考えています。

今回、新たに「B2」氏を理事に招<sup>(ママ)</sup>請いたしました。経営再建を加速させるべく、その一環として労務担当を委嘱し、理事会においても圧倒的多数により承認されております。

団体交渉に理事長が出席しないことに何か問題があるのでしょうか？

また、学園は同日付けで「団体交渉報告」と題する理事長名の文書も併せて配布した。

同文書には、以下のとおり記載されていた。

#### 団体交渉報告（抜粋）

##### 1. 賃金について

- ① 可能な範囲で一時金を支給すること。（非常勤のもち代を含む）

##### 学園回答

一時金を年末に支給したことについて、今のところ受け取られました金額を「組合員は」誰一人として（不満を持っている方）返金されておられません。

この一時金について、団体交渉でお話しするためには前提条件として、学校に受け取られた金額を返却していただくか、または法務局へ供託してください。これが前提条件です。返金も供託もない時点では、全「組合員」の皆様は、納得してお受け取りいただい

るものと学校法人Yは、判断いたしております。

- ② 過去の定期昇給停止などにより年齢給に達していない職員の是正措置を行うこと。

学園回答 御承知のとおり財源がございません。

「必要であれば決算書等を公開する用意があります。」

2. 団交確認書が無視し一方的に一時金支給を行った経緯について学園より説明を行うこと

学園説明

「組合の反対により」年末までに妥結に至らなかった。学校としては「苦しい財政状況の中」少額でも支給したいという思いで全教職員、非常勤の皆様に支給いたしました。

もし、組合がご不満であれば、労働委員会に申し立てをしてください。

3. 12月28日に行った2021年6月7日の未払残業代7割放棄に関する団交確認書の「労働協約解除<sup>(ママ)</sup>通知」について、組合より説明を行う。

学園説明

たしかに、組合から説明をうけました。しかし、学校法人Yの基本的な考えは、去る23日に皆様の机の上に配布いたしました書面の内容に変更はございません。

追記

27日の団体交渉では、学園側が発言しているときに組合からの不規則発言が多数なされ、厳重に「何回も」注意してもあらためる気配は全くなく、社会人としてのマナー さらには、教育者としての人徳が感じられなかったとの報告を受けています。

繰り返しますが、次回の団体交渉では、くれぐれも社会人としてのマナーや教育者としての人徳を念頭に置かれまして、ご出席願います。最後に組合員の皆様は、「団体交渉」という権利を保持されております。

したがいまして、「非組合員」の皆様も遠慮なく、理事長に意見をお寄せください。

よろこんで、「ご意見」をお聞きします。

(以下略)

25 5年2月28日の団交（4年度第11回団交）

- (1) 5年2月10日付けで、X2組合は学園に対し、同月21日又は22日を開催日として、一時金の支給及び体育館建設を含めた再建計画について具体的資料を提示して説明することなどを要求項目とする団交を申し入れた。同団交申入書には、「事前の具体的資料提供とそれに基づいた説明をお願いします」、「団体交渉には全理事の出席を求めます」と記載されていた。

また、同日付けで、X2組合は「学園資料提供申し入れ書」と題する文書により、①過去5年分の財務三表（平成29年以降）、②耐震化調査結果の文書並びに③3年以降の理事会及び再建特別委員会に提出した財務資料を、次回団交の一週間前までに提供するよう求めた。

- (2) 5年2月13日付けで、学園は上記(1)の申入れに対し、同月28日又は同年3月2日のいずれかに団交を開催したい旨回答したが、議題については、一時金の支給等賃金に関する事項のみとし、X2組合が提案した体育館建設を含めた学園の再建計画に関する説明については、議題に含まれていなかった。

これに対し、同年2月20日付けで、X2組合は、「体育館建設を含めた再建計画について、具体的資料を提示して説明すること」を議題から外した理由を文書で回答するよう求めた。

同日、学園はX2組合に対し、財務資料として、平成29年度から3年度までの「資金収支計算書」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「固定資産明細表」、「借入金明細表」、「基本金明細表」（以下、これらの8つの書類を総称し「本件計算書類」という。）、「建築物耐震診断等概要表（本館分）」、「建築物耐震診断等概要表（体育館分）」及び同日時点における「資金繰予定表（4年度）」を提供した。

- (3) 5年2月28日、組合側からA2委員長外7名、学園側からB2理事外1名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。

ア 団交の進行について

B 2 理事が本団交の司会者を自身が務めると告げると、A 2 委員長は、団交で回答を行う者と司会進行する者は基本的には別であると指摘し、B 2 理事以外の者に司会をお願いしてもよいのではないかと提案した。これに対し、B 2 理事は、再度、自身が司会を務める旨主張し、「今回は流会にしましょうか、もめるんだったら」と発言した。

X 2 組合は、今回に限り B 2 理事が司会を務めることについて了承し、次回から B 2 理事以外の司会者を立てるよう要求した。

#### イ 団交の出席者について

A 2 委員長が、この場で学園の決定権を有する者は誰なのか問うと、B 2 理事は「前回と一緒に私。もう理事会で承認いただいていますので。」と答え、合意すれば自らが協約に調印できる旨述べた。これに対し、A 2 委員長は「B 2 さんがということによろしいですね。はい、分かりました。」と答えた。

X 2 組合が、理事長の欠席の理由を尋ねたところ、B 2 理事は「僕が来るなど言いましたから来ません」と答え、自身が全権限を有しており、理事長が出席する必要はないと述べた。

#### ウ 団交議題の変更について

X 2 組合は、学園が上記（２）の団交申入れに対する回答文書において、体育館建設を含めた再建計画についての議題を外した理由を回答するよう求めた。

B 2 理事は、5 年 3 月 7 日の午後 5 時までに文書で回答する旨述べた。

#### エ 学園の再建計画について

B 2 理事は、具体的な資料を準備して説明する予定である旨述べた。

X 2 組合が、これまでに再建特別委員会で提示された資料を明らかにするよう求めたところ、B 2 理事は、5 年 2 月 1 3 日の同委員会において資料はなく、役割や今後のスケジュールを決定したのみである旨、スケジュールを含む同委員会での協議内容については、委員には守秘義務が課されているため言えない旨答えた。

#### オ 一時金の支給について

B 2 理事が、提供した資料に示されているとおり資金がないことから、4 年 1 2 月に支給した以外に支給できる余力はない旨説明したところ、X 2 組合は、同月 6 日の団交の際、学園は工面すれば 5 0 0 万円程の資

金があり、そこからエアコンの修理費用を差し引いたところで一時金の金額が決まると説明を行った旨述べた。

また、X 2 組合は、資金がないとしながらも学園が B 2 理事、弁護士及び社会保険労務士を雇っている旨指摘し、我々教職員に支給する資金は必要ではないのかと質した。

さらに、X 2 組合が一時金を返還すれば、一時金の上乗せを検討するのか尋ねたところ、B 2 理事は「返金したらもう一度お話ししましょ」と発言し、上乗せまでは約束できないが交渉には応じる旨答えた。これに対し、X 2 組合が、それでは何のために返金するのか分からないと述べ、財務分析を示してもらえるのか質したところ、B 2 理事は「時間がかかりますけどやりましょう」と述べ、財務分析を5年3月末までに行う旨返答した。

X 2 組合が、今まで年度を超えて一時金交渉を行ったときに、学園は前年度の一時金を増額した実績はあるのかと質したところ、B 2 理事は過去のことは知らないと述べ、決算を動かすことができるのかとの X 2 組合の問いに対しては、決算は動かせないと答えた。

それでは交渉しても意味がないとして、X 2 組合が、学園の対応は不当労働行為である旨主張し、「もう出るところ出てますからね」と述べたところ、B 2 理事は、「出るところ出てるじゃないですか」、「これ以上どこに出るんですか」、「出るところ出てるんでしょう」と繰り返し発言した。

また、B 2 理事は、A 2 委員長とのやり取りの間に発言した組合員に「こんな自由にしゃべっていいんですか」と迫り、「ルール守れよ」、「社会人としての最低のマナーじゃないですか」と発言した。

#### カ 財務資料について

X 2 組合が、5年1月27日の団交で提供された本件財務比較資料(上記22(2))の収入の項目が納付金と補助金の2項目のみである理由を尋ねると、B 2 理事は、本件財務比較資料は他の学校法人と比較するために、他の学校法人と共通の項目を抽出したものであり、完全に正確なものではない旨説明した。

さらに、X 2 組合が、本件財務比較資料は人件費を削減する意図を持って作成されたものではないかと問うと、B 2 理事は、他の学校法人の

財務状況はインターネットから引用したもので、詳細については公表されていなかったと説明した。

X 2 組合が、団交で分析資料として提示する以上は、概要を表した資料であっても、必要な項目は記載するものである旨主張し、学園の「補助活動収入」の内容について尋ねると、B 2 理事は「知りません」と返答した。

続けて、X 2 組合が、本件財務比較資料の「人件費」の項目に退職金の金額が算入されている理由を尋ねたところ、B 2 理事は、他の学校法人と体裁を揃えるため算入した旨答えた。これに対し、X 2 組合は、学校法人により異なるものであり中身を精査すべきであるのに一緒にして正確といえるのか、しかも学園の退職金は厳密にいうと学園が支出しているわけではない旨主張した。B 2 理事は、共通の項目を記したのみであり、退職金の算入まで考察して記載をしているわけではないと答えた。

X 2 組合が、本件財務比較資料について、「収支」の項目が経常収支差額となっていない理由を尋ねると、B 2 理事は、比較したい項目における各学校法人の収支を記載しており、経常収支差額は必要ないと考え作成した旨回答した。これに対し、X 2 組合は、経常収支差額は一番大事な数字であり、公開している学校法人もあると述べ、財務分析に経常収支差額が必要ないとする程度の認識で、B 2 理事が学園の再建計画を担うことは心配であると訴えた。

また、X 2 組合が3年度の人件費率を問うと、B 2 理事は、77パーセント（本件財務比較資料の「人件費割合」に記載の数値）であると答えた。X 2 組合は、人件費割合と人件費率は異なるものであり、人件費率は会計において算出される公式の指標である旨指摘して、「人件費率と人件費割合の区別もおつきにならない」と発言した。

B 2 理事が、X 2 組合の要求する資料は提供しており、これ以上の資料はない旨述べたのに対し、X 2 組合は、5年2月10日付け「学園資料提供申し入れ書」により求めた資料は、団交で使うとは言うておらず、自分たちの勉強のために求めたものであり、団交の場で回答するとき具体的な資料を提供するのは学園の義務である旨述べた。これに対し、B 2 理事は、本日の団交で提供した資料をもとに協議するのが当然であり、X 2 組合の要求に応じた資料は提供していると反論した。

X 2 組合は、学園が提供した決算書や資金繰表は実態を示すものであり、同資料には、どのように支出を減らすか、人件費を支給した方がよいか反映されておらず、分からないと訴えた。

この団交において、確認書は締結されなかった。

- (4) 学園は、上記(3)ウの回答として、5年3月7日付け「要求書の回答について」により、体育館建設を含めた再建計画については、議題として範囲が広く、学園の経営判断に関する事項が当然に含まれることから、団交事項として不適切と判断し、議題としなかった旨回答した。

A 2 委員長は理事長の押印がないとして、同文書の受取を拒否した。

## 26 5年3月8日付け団交申入れとその後の文書のやり取り

- (1) 5年3月8日付けで、X 2 組合は次の文書により団交を申し入れた。

### 第12回 団体交渉申し入れ書（抜粋）

組合は、次回の団体交渉について以下の通り申し入れます。

【日 時】 2023年3月15日（水） 18時00分より

【場 所】 学内の適当と思われる場所

#### 【要求項目】

1. 一時金について、具体的資料を提示して説明すること。
2. 労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること。
3. 令和5（2023）年度の人事について説明すること。
4. 1日4時間を超える残業時間の対策について説明すること。
5. 令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること。

なお、団体交渉には全理事の出席を求めます。

また、次回の第12回団体交渉にはB 2氏以外の司会者を立ててください。

今回の要求項目内容に不明な点があればご説明します。

- (2) 5年3月13日付けで、学園は上記(1)の申入れに対し、次のとおり回答した。

### 団体交渉申し入れについて（抜粋）

貴組合から受領した令和5年3月8日付け「団体交渉申入書」に対して、当学園の回答は、次の通りです。

記

貴組合が、上記書面によって当学園に申し入れた団体交渉に応じます。

1. 日 時 令和5年3月29日 18時～20時  
を希望しますのでご調整ください。
2. 場 所 Y高等学校 南校舎1階会議室
3. 議 題
  1. 就業時間内における労働組合員の爆睡問題について。
  2. 一時金について、具体的資料を提示して説明すること。
  3. 2023年度の労働組合員の人事について説明すること。
  4. 1日4時間を超える残業時間の対策について説明すること。
4. 参加者 団体交渉の学校法人側の参加者は、当法人が適任と考える者を選定します。
5. (略)

(3) 5年3月24日付けで、X2組合は学園に対し「団体交渉申し入れの回答に対する抗議及び要求書」と題する文書により、X2組合の提案した「労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び「令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」の団交議題を削除したことに理由を示すこと、学園は、X2組合の提案した「令和5(2023)年度の人事について説明すること」を「2023年度の労働組合員の人事について説明すること」と変更したが、X2組合の要求どおりの議題とすること、「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」は、団交議題として不適切であるため項目から外すこと、次回の団交にB2理事以外の司会者を立てること、を求めた。

また、X2組合は、同文書への回答期限を同月28日とし、文書により回答するよう求めた。

## 27 5年3月17日付け文書

学園は、5年3月17日付けで「教職員の皆様へ」と題する理事長名の文書を全教職員の机上に配布した。

当該文書には、次のとおり記載されていた。

教職員の皆様へ（抜粋）

3月8日に労働組合から団体交渉の申し入れがありました。3月15日を要望しておりますが、3月29日でなければお受けすることができないと回答いたしております。

労働組合の皆さんは、団体交渉という機会を保証されていますが、当学園の大多数の教職員の皆さんには、このような機会がありません。

理事長以下、志のある理事・監事は、少数の意見ではなくもっと多くの意見や要望を聞き取ることで意思統一ができております。

労働組合との次回団体交渉では、

- ①一時金について、具体的資料を提示して説明すること。
- ②労働条件や賃金、一時<sup>(ママ)</sup>的に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること。
- ③令和5（2023）年度の人事について説明すること。
- ④1日4時間を超える残業時間の対策について説明すること。
- ⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること。

労働組合は、上記5項目を要求項目としています。

3月13日に労働組合に対して、下記のとおり学園は、回答いたしております。

- ①就業時間内における労働組合員の爆睡問題について。
  - ②一時金について、具体的資料を提示して説明すること。
  - ③2023年度の労働組合員の人事について説明すること。
  - ④1日4時間を超える残業時間の対策について説明すること。
- 経営側は、上記4項目の議題で団体交渉に応じようと考えています。

最後に

組合員の皆様は、「団体交渉」という権利を保持されております。

組合員以外の方も遠慮なく、理事長に意見をお寄せください。

よろこんで、「ご意見」をお聞きします。

今、学園は再建に向けて大きく歩き出しました。全教職員の皆様は、学

園のことより、子供たちに人としての教育に取り組んでいただきたい。  
理事長は、B 9 先生が創設された Y 高等学校を全力で守り抜く覚悟です。  
(以下略)

28 5年3月29日の団交（4年度第12回団交）

5年3月29日、組合側からA2委員長外7名、学園側からB2理事外1名が出席し、団交が開催され、下記の事項について協議が行われた。学園から新たな資料の提示はなかった。

(1) 団交の出席者について

A2委員長がB5理事長は出席しないのか問うたところ、B2理事は「私、B2が理事である限り、理事長は出ません」と述べた。続けて、A2委員長が、本日の団交もB2理事が決定権を有すのか質すと、B2理事は「次も、その次も。私が理事である限り。」と答えた。これに対し、A2委員長は「分かりました」と発言した。

また、A2委員長が団交への理事の出席について問い質すと、B2理事は、理事への出席要請はしておらず、自身が理事である限り、自身以外は団交に出席しないと答え、また、「今日は8時で終了させていただきますので、よろしく申し上げます」と発言した。

(2) 5年2月6日付け文書（上記24）について

A2委員長は、学園から同文書により、X2組合が団交を密室化していると誹謗中傷された旨述べた。これに対し、B2理事が文書を承知していないので分からないと述べたため、A2委員長は、「団交の場に出て、こーやって交渉をされる方が、そういった文書も含めて全てきちんと把握されてなくて、どうして決定権限、代表たり得るんですか」と迫った。

B2理事は、自身の決定権限は理事会から与えられたものであり、X2組合から与えられたものではないと反論した。

(3) 団交議題について

本団交の議題が、X2組合が申し入れた議題から変更されていることについて、X2組合が理由を尋ねると、B2理事は、非常に重要な議題が浮上してきたためであると答えた。

以下、各団交議題に関する主なやり取りである。

ア 学園の再建計画について

B 2 理事が、経営の根幹に関わる内容であるため団交の議題にはふさわしくない旨告げたところ、X 2 組合は、体育館を閉鎖すれば職員の働き方や賃金を含めて学校生活に影響がある旨主張した。

これに対し、B 2 理事が再度、体育館建設を含めた再建計画については経営の根幹に関わる内容であるため団交の議題にはふさわしくないと告げると、X 2 組合は、体育館建設が職員の給与や働き方に関わらないという根拠を示すよう求めた。B 2 理事は、体育館建設には多額の資金が必要とされるとして、そのような資金の準備や支払については経営の根幹に関わるため団交の議題にはふさわしくない旨述べた。

X 2 組合が、体育館建設が進行して、多額の資金が必要となったときにも、職員の給与や労働条件に変更はないとの理解でよいか確認したところ、B 2 理事は「将来にわたって一切、上がるか下がるか不変であるというのは、今、確約することはできません」と答えた。これに対し、X 2 組合は、方向性を示すのは学園の義務であり、体育館建設は職員の労働条件や賃金に影響がある旨主張した。

#### イ 残業承認届の趣旨や変更点

B 2 理事は、B 7 校長が朝礼で説明した以上のことはないので、団交の議題にはふさわしくない旨述べた。

X 2 組合は、B 7 校長から説明が行われていない旨、仮に説明が行われていたとしても、それが不十分な場合又は X 2 組合として確認したいことがある場合には、団交に応じるべきである旨主張した。

また、X 2 組合が、あと 3 日で新年度が始まり制度が適用されるにもかかわらず、説明が行われていないとして説明を求めると、B 2 理事は、「校長に確かめてから回答しましょう」と述べ、今回、議題に含めていなかったことから説明する資料を持ち合わせていないと答えた。

さらに、X 2 組合が、なぜこのような労働条件に関する議題を外すのか理由を述べるべきだと主張し、再度、議題を削除した理由について質すと、B 2 理事は「校長が説明をしたと校長から私はお聞きしたので議題から外しました」と答えた。

X 2 組合は不誠実な対応であると訴え、団交で協議するよう求めた。

#### ウ 5 年度人事について

B 2 理事は、組合員の人事については団交の議題になるが、非組合員

の人事については関係がないと考え、「組合員の人事」と議題を変更した旨述べた。

エ 組合員の爆睡問題について

B 2 理事は、労働者というのは労働の対価として賃金を得るものであり、学校に爆睡しに来ている人間に対しては賃金が発生しないと述べ、組合員の爆睡問題は、労働者の賃金待遇に関わる問題であるため、議題とした旨説明した。

オ その他

X 2 組合が、要求項目の最初の項目である一時金の支給について協議を始めようとしたところ、B 2 理事は、「要求項目ってどれですか」と問い、5 年 3 月 1 3 日付けの学園からの団交申入れに対して X 2 組合からこれでやりましょうとの連絡があった旨述べた。

これに対し、X 2 組合は、同月 1 3 日付けの学園からの申入れに対し、同月 2 4 日付けの文書により抗議し回答を要求しているが、学園からの回答はない旨、X 2 組合の申入書に沿って回答してほしい旨述べた。

B 2 理事は、X 2 組合が、同月 1 3 日付けの学園の団交申入れに対し、7 日後の同月 2 0 日に回答したことから、学園も、X 2 組合の同月 2 4 日付け文書に対し、7 日後に回答するのが当然であると主張した。これに対し、X 2 組合が、同月 2 4 日付け文書についての回答を 7 日後に、文書で行うよう求めたところ、B 2 理事は、本団交において、1 時間半かけて説明したため、文書での回答は行わない旨告げた。

そして、B 2 理事は、本団交に関して、5 年 3 月 1 3 日付けの学園からの申入れに対し同月 2 0 日に X 2 組合から団交応諾の回答があったため、団交が行われることとなったと考えており、学園が提案した最初の議題である爆睡問題から協議すべきである旨主張した。

X 2 組合が、同月 2 0 日の回答は日程だけを確認したものである旨説明し、時間がないため、X 2 組合と学園が共に提案した議題について協議することを提案すると、B 2 理事は、同月 1 3 日の学園の団交申入れに沿って進行しているのであるから、爆睡問題について最初に協議すべきと再度主張した。

また、X 2 組合が、一時金の支給について具体的な資料を提示するよう求めると、B 2 理事は、X 2 組合は労働者の権利ばかり主張するので

はなく、労働者の義務もあると述べ、なぜ爆睡問題について協議できないのかと問い質した。これに対し、X 2 組合が、職員の給与や働き方よりも、学園の将来よりも、職員が疲れて寝ていることの方が重要な問題であるというのかと質すと、B 2 理事は「当然です」と回答した。

(4) 理事会及び再建特別委員会等の協議内容について

X 2 組合が、理事会及び再建特別委員会等での協議内容の説明を求めると、B 2 理事は、守秘義務があるため言えないと答えた。

また、X 2 組合が、体育館建設について明らかにされなければ、例えば部活動のために顧問が市民体育館を自ら借りに行かなければならないなど、職員の仕事に関わってくると述べ、体育館建設のスケジュールは示されて当然であると迫ったところ、B 2 理事は、理事会及び再建特別委員会の内容は守秘義務があるので外部には漏洩できないと主張した。

X 2 組合が、再度いつ明らかになるのかを知りたいと問うと、B 2 理事は、体育館を含めた建物が老朽化しており、建替えが必要であることは認識しているとして、体育館建設については再建特別委員会の大きな議題の一つであり、同委員会で作業部会を立ち上げ検討している旨を明らかにした。

(5) 団交の進行について

本団交の司会を、組合側が担当していたところ、B 2 理事が、司会なしで団交を行うことを提案すると、X 2 組合は、司会を立てなければ、団交が混乱するため必要であると述べた。

この発言に対し、B 2 理事が、X 2 組合に司会を通して発言するよう求めると、X 2 組合は、B 2 理事の発言も司会を通すよう求めた。

再度、B 2 理事が、司会を通して発言するよう求め、これに対し、X 2 組合も同様に司会を通して発言するよう求めると、B 2 理事は、「じゃあ、延々こういうことをしましょう、今日は」と告げた。

X 2 組合が、団交の進行を妨げるような発言をやめるよう訴えると、B 2 理事は、団交の進行を妨げているのはX 2 組合の方であると反論した。以下、当事者間における団交の進行に関連する主なやり取りである。

団交の進行に関連するやり取り（抜粋）

B 2 理事：もしもし。司会を通せよ。

A 2 委員長：言いました。

B 2 理事：いいえ、司会に言うてないですよ。いきなりしゃべった。

A 2 委員長：すみませんが、B 2 さんもそうでしょう。

さっきから一方的に司会を通さずにどンドンしゃべって  
ますよ。

B 2 理事：いや、A 2 さん、あなた、無視でしゃべったよ。

A 2 委員長：すみません。指で指<sup>(ママ)</sup>すのはやめていただけませんか。

B 2 理事：無視でしゃべったじゃないか、今。

A 2 委員長：私もしゃべってますけど。

B 2 理事：いやいや、あなた、今、無視してしゃべったでしょう。

A 2 委員長：あなたもしゃべっているんでしょう。私もしゃべってま  
すけど。

B 2 理事：あなたがしゃべったんですよ。

A 2 委員長：あなたもしゃべっていますよね。

B 2 理事：あなたが。

A 2 委員長：あなたもですよ。お互いさまでしょう。

B 2 理事：この話、延々しましょうね、だから。今日は。

A 2 委員長：そうしたいんでしょう？

B 2 理事：だから、司会を通しなさいって言っ取るでしょう、あな  
た。

A 2 委員長：本題に入らないからね。そうしたいんですよ。でしょ  
うね。

B 2 理事：だから、延々しましょう。

B 2 理事：早く司会を通しなさいよ。

A 2 委員長：あなたも通してください。通しました？

B 2 理事：延々やりましょう。もう、もう今18分。

組合(司会者)：A 2 先生、どうぞ。

A 2 委員長：はい。

B 2 理事：いや、司会に言いなさいよ、あなたは。

A 2 委員長：いや、言ってもらいましたもん。

B 2 理事：言ってないじゃないか。

組 合：聞こえてないんですか。

B 2 理事：司会しろよ、ちゃんと。  
組合(司会者)：自分はされないのに、なぜこちらのほうは要求するんですか。  
B 2 理事：司会、しっかりしろよ。  
司会が駄目だから、こうなっているんじゃないか。  
ちゃんとさばきなさいよ。

B 2 理事：あなた、しゃべったよね。  
A 3：了解得てから文句を言ってください。  
B 2 理事：いやいや。もう、この話、どんどんしましょうね。  
組合(司会者)：勝手に発言をしないでください。  
B 2 理事：今もう25分ですよ。  
A 3：司会者。  
B 2 理事：あなた、しゃべったよね。  
A 3：司会者は無視しないでください。  
B 2 理事：あなたの発言に今、問うてるのよ。  
組合(司会者)：勝手に発言をしないでください。  
B 2 理事：今しゃべったじゃないか。

そして、団交の議題に関する協議をしている最中に、B 2 理事が資料を片付け始めたので、X 2 組合が、学園が勝手に本日の団交時間を2時間と決めただけで、X 2 組合としては承諾していない旨、少なくとも共に提案した事項については回答すべきである旨主張したところ、B 2 理事は、本日の団交は午後8時までであると告げ、そのまま退席し、本団交は終了した。

この団交において、確認書は締結されなかった。

## 29 学園からの団交申入れ

5年3月30日付けで、学園はX 2 組合に対し、同年4月20日を開催日として、「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題とする団交を申し入れた。

## 30 5年4月3日付け文書の配布とその後の文書のやり取り

(1) 学園は、5年4月3日付けで「理事長より教職員の皆様へ」と題する理事長名の文書を全教職員の机上に配布した。

当該文書には、以下のとおり記載されていた。

理事長より教職員の皆様へ（抜粋）

再度、全教職員の皆様に申し上げます。

労働組合は、団体交渉という機会を保証されております。しかし、当学園の大多数の教職員の皆さんには、このような機会がありません。

理事長以下、「志」ある理事・監事は、少数の意見ではなくもっと多くの意見や要望を聞き取っていくことで、意思統一ができております。

さて、労働組合との団体交渉が3月29日に行われました。従来同様労使間の主義主張につきましても、概ね平行線のままだったとの事。

理事長が明らかに、おかしいと思っていることは、団体交渉において組合側は自ら要求項目を書面で提出しておきながら、団交開始と同時に、要求項目以外のことを長々と発言されたとの事です。Y高等学校では通用するかもしれませんが、社会常識として考えられません。

今回、就業時間内で職場内（職員室）の組合員の爆睡について問題を提起しようと思っておりましたが、組合側の妨害でほとんど協議ができなかったと聞きました。

したがって、3月30日に経営者側から労働組合に対して、あらためて「就業時間内における労働組合員の爆睡問題」について、4月20日に団体交渉を行うよう申入れしました。職場内のモラル回復を図るうえでぜひとも労働組合の皆さんと議論し、解決しなければならないと考えています。

「就業時間内における労働組合員の爆睡問題」の労働組合との団体交渉の内容は、後日詳細に全教職員の皆様にご報告いたします。

最後に

組合の方は、労働者の権利、労働者の権利と言っておられますが、このYは、労働者の権利では、再建できません。一人一人の職員が子供たちの事、学園の事、自分の事より、回りの幸せを願った時に初め

て自分にも幸せが巡って来るのです。理事長は幼い時、苦しいこと、つらいこと、悲しいことがいっぱいありました。食べたい物も食べられず、涙したこともありました。だからこそ、わかるんです。全教職員のみなさん、今、真剣に考えてみてください。Yあつての職員。職員あつてのYなんですよ。今、学園は厳しい経営状況であります。全教職員、とくに組合の職員もこのままでしたら、生活は良くなりません。

どうか理事長である私に協力していただきたい。そして団体交渉も心と心が通い合った団体交渉でありたいものです。

学校の管理職も全教職員のみんが明るく笑顔で教育ができる職場になればと思っています。どうか今一度、Y高等学校の子供たちを教える教職員として真剣に考えてください。（以下略）

- (2) 5年4月6日付けで、X2組合は上記29の申入れに対し、次のとおり回答した。

団体交渉申し入れについて（抜粋）

学園からの令和5年3月30日付「団体交渉申し入れについて」に対して、当組合は次の通り回答する。

記

組合は、学園の団体交渉申し入れについて、期日及び場所についてのみ了承する。ただし、学園が議題としている「1 就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」については、すでに3月24日付「団体交渉申し入れの回答に対する抗議及び要求書」で述べている通り団交議題として不適切であるため、議題としない。

よって、今回の団体交渉の議題については、本来学園に回答義務があり、前回の団交で共通議題となっていた「1. 一時金について、具体的資料を提示して説明すること。」「2. 1日4時間を超える残業時間の対策について説明すること。」について議題とする。

- (3) 5年4月14日付けで、学園は上記(2)の回答に対し、次のとおり申し入れた。

団体交渉申し入れについて（抜粋）

当学園からの4月20日開催の団体交渉の申し入れに対し、貴組合の

4月6日付の回答によると当学園の申し入れの議題を勝手に変更されております。貴組合は3月29日の団体交渉中に、相手側からの団体交渉申し入れの議題を加除できないと繰り返し強く主張されました。

しかしながら、貴組合は当学園からの議題を勝手に変更されております。これは、貴組合の主張と異なり言動不一致です。貴組合は、貴組合の発言に責任を持って活動されることを望みます。従って、改めて団体交渉を次の通り申し入れます。

#### 記

1. 日 時 令和5年5月2日 18時～20時
2. 場 所 Y高等学校 南校舎1階会議室
3. 議 題 1. 就業時間内における労働組合員の爆睡問題について
4. 参加者 団体交渉の学校法人側の参加者は、当法人が適任と考える者を選定します。
5. (略)
6. 2023年4月22日迄に文書で回答をお願いします。

- (4) 5年4月21日付けで、学園はX2組合に対し、同年5月2日を開催日として、給与規程等の改定箇所の説明を議題とする団交を申し入れた。
- (5) 5年4月22日付けで、上記(3)の学園からの団交申し入れに対し、X2組合は「『団体交渉申し入れについて』への回答」と題する文書により、意図的に団交を引き延ばすものであるとして、誠実に団交に応じるべきであると抗議し、また、一時金の支給額の根拠となる具体的な資料を提示し説明すること及び残業時間の対策について説明することを団交議題として示すとともに、上記(4)の団交申し入れへの回答は別途行うと回答した。
- (6) 5年4月24日付けで、上記(4)の学園からの団交申し入れに対し、X2組合は「団体交渉申し入れについての回答及び要求」と題する文書により、必要不可欠の追加議題として受諾するが、同月21日に校長が同年5月1日に給与規程等の改定に関する職員説明会を行う旨を通告したことに厳しく抗議し、説明会の開催を延期し、X2組合との団交において合意を経た上で、説明会を実施するよう要求した。
- (7) 5年5月1日付けで、学園は、「団体交渉申し入れについて」と題する文書により、X2組合に職員説明会の日程を延期する権限はない旨、給与規程等の改定箇所の説明を議題とする団交を同月24日に開催する旨を通

知した。

### 31 追加変更申立てとその後の労使間の状況

- (1) 5年4月19日、申立人らは、当委員会に対し、前記第1の2の請求する救済内容のうち、「X2組合の5年2月10日付け、同年3月8日付け及び同年4月6日付けの団交申入れに対し、誠実に応じること」及び「申立人らを誹謗中傷する文書を配布して、申立人らの名誉を棄損し申立人らの労働組合活動を妨害しないこと」を求めて、追加変更申立てを行った。
- (2) 5年5月2日、B5理事長が退任し、B2理事が理事長に就任した。
- (3) 5年5月24日、組合側からA2委員長外5名、学園側からB2理事長外1名が出席し、団交が開催された。

冒頭、X2組合がB2理事長の就任の経緯について尋ねると、B2理事長は「議題以外に何も質問がなければ今日の議題は終わったという事で、帰りますよ」と述べた。

X2組合が、同月19日に資料を要求したにもかかわらず、それに対する学園からの回答がないことを質すと、B2理事長は同月26日に回答すると答えた。これに対し、X2組合が同日の何時に提出するのか尋ねたところ、B2理事長は「時間までいるんですか」、「なぜ時間があるんですか」、「なんで時間をいうんですか」と繰り返し発言した。

また、B2理事長が「今日の合意した議題以外でもう一回違う発言をされたら終わったものとして僕は退出します」と述べたのに対し、X2組合が、団交に必要な資料を提供するよう求めているのであるから本団交の議題と関係する旨答えると、B2理事長はそのまま退席し、本団交は20分で終了した。

- (4) 5年12月18日、B2理事長が退任し、B1理事長が就任した。

## 第3 判断及び法律上の根拠

### 1 争点1

(X2組合の4年2月14日付け、同年3月16日付け、同年5月11日付け、同年6月18日付け、同年8月10日付け、同年9月27日付け、同年11月1日付け、同年12月12日付け、5年3月8日付け及び同年4月6日付けの団交申入れに対し、学園が団交の開催を遅滞させたといえるか。

いえるとするれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。)

(1) 申立人の主張

学園は、団交の日程を先延ばしすることにより、給与規程等の改定を既成事実化し(4年2月14日付け団交申入れに対する回答)、一時金に係る団交を骨抜きにして実効性を失わせ(4年3月16日付け団交申入れに対する回答)、夏季一時金について4年6月中に支給ができるように団交を開催すべきであったにもかかわらずこれに応じず(4年6月18日付け申入れに対する回答)、一時金を支給するために、X2組合を騙して団交を受けるふりをして日程を先延ばしし(4年12月12日付け団交申入れに対する回答)、X2組合が応じられるべくもない議題を含む団交を申し入れ、X2組合がそれに従わなければ組合側が団交を拒否したかのようにして団交を延期するという措置を講じ、意図的に団交を引き延ばす(5年4月6日付け団交申入れに対する回答)等の不誠実な対応を行った。

本件各団交において、学園は、財務資料等経営状況に関する資料を提示せず、また、決定権限のある者を出席させなかったことにより、中身の無い交渉を繰り返すこととなり、結果として団交開催を遅滞させたものである。団交開催の遅滞については、開催の日程や回数など外形的なものに限定して判断されるべきものではない。

(2) 被申立人の主張

X2組合の団交申入れの日から概ね1か月以内に団交が開催されており、学園が本件各団交の開催を遅滞させたような事実はない。

申入れから1か月の期間を超えて開催したのは、4年4月20日の4年度第1回団交(同年3月16日付け団交申入れ)及び5年1月27日の4年度第10回団交(4年12月12日付け団交申入れ)の2回のみであり、4年度第1回団交については3年度第6回団交が行われた4年3月9日のわずか1週間後、4年度第10回団交については4年度第9回団交が行われた同年12月6日のわずか6日後に団交申入れが行われていることから、申入れから団交開催日が1か月を超えていることをもって誠実交渉義務違反と評価すべきではない。

学園はX2組合からの短期間かつ複数の団交申入れに対し、誠実に受け容れており、不当労働行為には当たらない。

(3) 当委員会の判断

労組法7条2号は、使用者が団交をすることを正当な理由がなくて拒むことを不当労働行為として禁止するところ、使用者は、誠実に団交に応ずべき義務（以下「誠実交渉義務」という。）を負い、この義務に違反することは、同号の不当労働行為に該当するものと解される。

労使間における団交の交渉過程において、使用者が交渉開催の日程を正当な理由なく遅らせたりした場合は、誠実交渉義務違反を基礎付ける事情とされ得ると解される。例えば、使用者が、団交事項との関係で速やかに対応できない場合にその理由を説明して日程を変更することは、一般的に使用者の対応として許容されるべきであり、一方で、緊急に協議すべき団交事項を労働組合が提示したにもかかわらず、使用者が団交の申入れを放置したり、労働組合が申し入れた日程を大幅に遅らせることは、相応の理由がない限り使用者の対応として適切なものとは認められない。

このような観点から、X2組合の各団交申入れに対し、学園が団交の開催を遅滞させたといえるか、以下検討する。

#### ア 各団交申入れについて

##### (7) 4年2月14日付け団交申入れ

X2組合は、4年2月17日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議、定期昇給の実施、一時金の支給及び人事計画に係る協議などを交渉項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の6（1））。

これに対し、学園は、理事長及び理事の都合がつかないとして団交開催日を同年3月8日としたい旨回答し（前記第2の6（1））、実際には団交は同月9日に開催され（前記第2の6（2））、X2組合が申し入れた開催日より遅れたことが認められる。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由として、理事長及び理事の都合がつかないことを挙げているが、申入れからわずか3日後の開催を求めるものであることに加え、団交においては、これまでも理事長又は理事が基本的に参加していた（前記第2の2（2）ア、イ、ウ、同2（3）及び同4（2））ことからすると、学園側の出席者の日程調整に一定の期間を要することが推測され、これについては正当な理由がないとはいえない。

また、X2組合は、団交申入書において、同年2月18日に給与規

程等の改定に関する職員説明会が予定されているため、緊急の申入れである旨記載している（前記第2の6（1））が、給与規程等の改定に関する職員説明会は、年齢層ごとに3回に分けて開催されており、既に同月9日及び10日に、40歳未満の職員及び40歳から53歳までの職員を対象とする説明会は終了していたのであって（前記第2の5（1））、最終の説明会とはいえ54歳以上の職員を対象とする同月18日の職員説明会の前に団交を開催すべき特段の事情は見受けられない。また、たとえ職員説明会が終了した後であっても、X2組合が学園に対し、給与規程等の改定案に係る協議を求めることは可能である。

申立人は、団交の日程を先延ばしすることにより給与規程等の改定を既成事実化している旨主張する。しかしながら、学園は、同年4月からの適用を一旦見送ること及び今後の具体的対応内容については回答に2日間程の猶予を求めたことしかX2組合に述べておらず（前記第2の6（2）イ）、これらの発言内容からは給与規程等の改定を既成事実化するために団交開催の日程を遅らせたとまではいえず、申立人の主張は採用できない。

これらのことからすると、X2組合の4年2月14日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

(イ) 4年3月16日付け団交申入れ

X2組合は、4年3月23日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議、定期昇給の実施及び一時金の支給などを交渉項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の7（1））。

また、X2組合は、団交申入書の中で、同月9日の団交では給与規程等の改定案の対応について、B5理事長が2日間程の猶予を求め回答を先延ばしにしたにもかかわらず学園からの回答がない旨、定期昇給の実施及び一時金の支給に関して、このままでは年度内の実現が難しいため緊急の申入れである旨述べている（前記第2の7（1））。

これに対し、学園は、同年4月8日付けで、団交開催日を同月13日、20日又は21日のいずれかとしたい旨回答し、X2組合が申し入れた期日に応じられない理由は明らかにしなかったことが認められ

る（前記第2の7（1））。

X2組合が年度内の定期昇給の実施及び一時金の支給に向けて、同年3月23日の団交開催を学園へ求めたにもかかわらず、学園は、同月中にはX2組合へ何ら回答することなく、年度が明けた同年4月8日になってようやく上記のように同月中の日程を回答し、X2組合が申し入れた期日に団交を開催できない理由も示していない。

また、定期昇給については、学園は、団交が開催された同年4月20日より前に実施していたことが、同団交におけるX2組合とB5理事長とのやり取り（前記第2の7（2）イ）から認められる。

学園は、団交での協議を経ることなく一方的に定期昇給を実施した上、その後の同年4月20日の団交において、その旨を事後的に説明したものであり、この学園の対応は、団交開催の日程を遅滞させることにより、定期昇給に関するX2組合との協議を避けたものであると評価できる。

これらのことからすると、X2組合の4年3月16日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたといえる。

(ウ) 4年5月11日付け申入れ

X2組合は、4年5月18日又は19日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議及び再建特別委員会のメンバーにX2組合の代表を加えることを交渉項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の8（1））。

これに対し、学園は、X2組合の団交申入れに対し都合がつかないとして、団交開催日を同月26日又は31日としたい旨回答し（前記第2の8（1））、実際には団交は同月26日に開催され（前記第2の8（2））、X2組合が申し入れた開催日より遅れたことが認められる。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由として、当該日は都合がつかないことを挙げているが、X2組合の申入日から7日後ないし8日後の開催が求められていることからすれば、そのような短期間で団交に応じられないとしても不合理であるとはいえない。

よって、学園がX2組合の団交申入れに対し都合がつかないとした

ことに正当な理由がないとはいえない。

また、学園は団交開催日の代替案として複数の候補日を提示していること、X2組合の申入れから約2週間後の同月26日に開催された団交において、予定されていたすべての団交事項について協議されたことが認められる（前記第2の8（2））。

これらのことからすると、X2組合の4年5月11日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

(エ) 4年6月18日付け団交申入れ

X2組合は、4年6月22日、23日又は24日を開催日として、給与規程等の改定案の白紙撤回、一時金の支給及び人事計画に係る協議などを要求項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の10（1））。

これに対し、学園は、X2組合の団交申入れに対し都合がつかないとして、団交開催日を同年7月5日、6日又は8日としたい旨回答し（前記第2の10（1））、実際には団交は同月8日に開催され（前記第2の10（2））、X2組合が申し入れた開催日より遅れたことが認められる。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由として、当該日は都合がつかないことを挙げているが、X2組合の申入日から4日後ないし6日後の開催が求められていることからすれば、そのような短期間で団交に応じられないとしても不合理であるとはいえない。

よって、学園がX2組合の団交申入れに対し都合がつかないとしたことに正当な理由がないとはいえない。

また、学園は団交開催日の代替案として複数の候補日を提示していること、X2組合の申入れから約3週間後の同年7月8日に開催された団交において、予定されていたすべての団交事項について協議されたことが認められる（前記第2の10（2））。

申立人は、夏季一時金について、同年6月中に支給できるように団交を開催すべきであったと主張する。

しかしながら、4年度の夏季一時金については、同月18日付けの団交申入書に添付された「2022年度X2組合年間要求書」におい

て初めて団交事項として示されたものであると解されること（前記第2の10（1））、同月中の支給を求めながら同月18日付けで要求していることからすると、同月末までの12日間程度で団交を開催し、一時金の妥結及び支給まで学園に対応を求めることは極めて厳しいものであるといわざるを得ず、申立人の主張は採用できない。

これらのことからすると、X2組合の4年6月18日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

(オ) 4年8月10日付け団交申入れ

X2組合は、4年8月19日を開催日として、給与規程等の改定案に係る協議を要求項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の13（1））。

これに対し、学園は、X2組合の団交申入れに対し都合がつかないとして、団交開催日を同月26日又は29日としたい旨回答し（前記第2の13（1））、実際には団交は同年9月7日に開催され（前記第2の13（3））、X2組合が申し入れた開催日より遅れたことが認められる。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由として、当該日は都合がつかないことを挙げているが、X2組合の申入日から9日後の開催が求められていることからすれば、そのような短期間で団交に応じられないとしても不合理であるとはいえない。

よって、学園がX2組合の団交申入れに対し都合がつかないとしたことに正当な理由がないとはいえない。

また、学園は当初、X2組合が提示した開催日（4年8月19日）から1週間ないし10日後の候補日を提示していること、（前記第2の13（1））、X2組合の申入れから約4週間後の同年9月7日に開催された団交において、予定されていた団交事項について協議し、確認書を締結していること（前記第2の13（3））から、学園が、都合がつかないとしてX2組合が申し入れた団交開催日とは別の期日を指定したことをもって直ちに団交開催の日程を遅滞させたとはいえない。

これらのことからすると、X2組合の4年8月10日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとは

いえない。

(カ) 4年9月27日付け団交申入れ

X2組合は、4年9月29日を開催日として、次年度の人事採用について団交での協議をするかどうかを学園側で検討すること及び給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すことを要求項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の15（1））。

これに対し、学園は、X2組合の団交申入れに対し急な日時指定のため都合がつかないとして、団交開催日を同年10月6日又は7日としたい旨回答し（前記第2の15（1））、実際には団交は同月6日に開催され（前記第2の15（2））、X2組合が申し入れた開催日より遅れたことが認められる。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由として、急な日時指定のため都合がつかないことを挙げているが、X2組合の申入日から2日後の開催が求められていることからすれば、そのような短期間で団交に応じられないとしても不合理であるとはいえない。

よって、学園がX2組合の団交申入れに対し都合がつかないとしたことに正当な理由がないとはいえない。

また、学園は団交開催日の代替案として複数の候補日を提示していること、X2組合の申入れから9日後の同年10月6日に開催された団交において、予定されていた団交事項について協議し、確認書を締結していること（前記第2の15（2））から、学園が、都合がつかないとしてX2組合が申し入れた団交開催日とは別の期日を指定したことをもって直ちに団交開催の日程を遅滞させたとはいえない。

これらのことからすると、X2組合の4年9月27日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

(キ) 4年11月1日付け団交申入れ

X2組合は、4年11月8日を開催日として、次年度人事採用及び給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すことなどを要求項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の17（1））。

これに対し、学園は、X2組合の団交申入れに対し都合がつかない

として、団交開催日を同月10日又は14日としたい旨回答し（前記第2の17（1））、実際には団交は同月14日に開催され（前記第2の17（2））、X2組合が申し入れた開催日より遅れたことが認められる。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由として、当該日は都合がつかないことを挙げているが、X2組合の申入日から7日後の開催が求められていることからすれば、そのような短期間で団交に応じられないとしても不合理であるとはいえない。

よって、学園がX2組合の団交申入れに対し都合がつかないとしたことに正当な理由がないとはいえない。

また、学園は団交開催日の代替案として複数の候補日を提示していること、X2組合の申入れから約2週間後の同月14日に開催された団交において、予定されていたすべての団交事項について協議し、確認書を締結していること（前記第2の17（2））から、学園が、都合がつかないとしてX2組合が申し入れた団交開催日とは別の期日を指定したことをもって直ちに団交開催の日程を遅滞させたとはいえない。

これらのことからすると、X2組合の4年11月1日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

#### （ク）4年12月12日付け団交申入れ

X2組合は、4年12月20日を開催日として、一時金の支給及び年齢給に達していない職員の是正措置を要求項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の19（1））。

これに対し、学園は、同月17日付け「第10回団体交渉申し入れについて」と題する文書により、同月6日の団交の合意事項（学園は、年内支給が可能な12月20日（火）までに、団交を開くことを持ち帰り検討する）について検討の結果、日程調整ができなかったため、5年1月に延期する旨通知し（前記第2の19（2））、その後、同月10日付けで、団交開催日を同月26日又は27日のいずれかとしたい旨回答していることが認められる（前記第2の22（1））。

確かに、日程調整ができなかったという理由のみにより、X2組合が申し入れた団交開催日（4年12月20日）から1か月を超える期

日を団交開催日として示すことは、使用者側の対応として不合理であるといえなくはない。

しかしながら、学園は、まず5年1月に延期する旨回答を行い、その後、団交開催日の代替案として複数の候補日を提示していること、同月27日に開催された団交において、予定されていた団交事項について協議していること（前記第2の22（2））から、学園が、日程調整ができないとしてX2組合が申し入れた団交開催日とは別の期日を指定したことをもって直ちに団交開催の日程を遅滞させたとはいえない。

申立人は、学園が一時金を支給するために、X2組合を騙して団交を受けるふりをして日程を先延ばししたと主張する。

しかし、4年12月6日の団交の確認書には「学園は、年内支給が可能な12月20日（火）までに、団交を開くことを持ち帰り検討する」と記載されており（前記第2の18（2）ウ）、同月20日までに団交が開催されない可能性があることを包含する内容となっている。

よって、学園が、一時金を支給するために、殊更にX2組合を騙して団交を受けるふりをして日程を先延ばししたと評価することはできず、申立人の主張は採用できない。

これらのことからすると、X2組合の4年12月12日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたまでとはいえない。

#### （ケ）5年3月8日付け団交申入れ

X2組合は、5年3月15日を開催日として、一時金、学園の再建計画、5年度人事などを要求項目として団交を申し入れていることが認められる（前記第2の26（1））。

これに対し、学園は、団交開催日を同月29日としたい旨回答し、X2組合が申し入れた期日に応じられない理由は明らかにしなかったことが認められる（前記第2の26（2））。

学園は、X2組合が求める団交開催日に応じられない理由を説明していないが、X2組合の申入日から7日後の開催が求められていることからすれば、そのような短期間で団交に応じられないとしても不合理であるとはいえない。

また、学園とX2組合は、X2組合の申入れから3週間後の同月29日に団交を開催しているが、同月8日付けのX2組合の団交申入れから団交の開催に至るまでの間、交渉項目について、労使間でやり取りがあったことが認められ（前記第2の26）、この点については、下記7で判断するが、学園が理由を示さずX2組合が申し入れた団交開催日とは別の期日を指定したこのみをもって直ちに団交開催の日程を遅滞させたとはいえない。

これらのことからすると、X2組合の5年3月8日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

(コ) 5年4月6日付け団交申入れ

同団交申入れは、5年3月30日付けの学園からの「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題とする団交申入れ（前記第2の29）に対する回答文書であるが、X2組合は、同文書において、学園から提案のあった同年4月20日の開催日については了承するが、議題については、一時金及び残業時間の対策についての説明とする旨回答していることが認められる（前記第2の30（2））。

これに対し、学園は、同年4月14日付けで、同年5月2日を開催日として、再度「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題とする団交を申し入れていることが認められる（前記第2の30（3））。

その後、学園は給与規程等の改定箇所の説明を議題とする団交を新たに申し入れ（前記第2の30（4））、結果として団交は学園が提案した団交開催日である同年5月24日に開催されており（前記第2の31（3））、X2組合が申し入れた団交開催日より遅れたことが認められる。

上記のX2組合と学園のやり取りからすると、学園が「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」の議題に固執したことにより、団交の開催は、X2組合が申し入れた期日より遅れたことが認められる。

また、学園は、X2組合が同年4月20日の団交開催について了承しているにもかかわらず、同年5月2日、さらには同月24日へと、

特段の理由を示すことなく、団交開催日を先延ばしした（前記第2の30（3）、（4）及び（7））。

これらのことからすると、X2組合の5年4月6日付け団交申入れについて、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたといえる。

（サ）小括

上記（イ）及び（ロ）からすると、X2組合の4年3月16日付け及び5年4月6日付けの団交申入れについては、学園が団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたといえる。

上記（ア）及び（ウ）ないし（ケ）からすると、X2組合の4年2月14日付け、同年5月11日付け、同年6月18日付け、同年8月10日付け、同年9月27日付け、同年11月1日付け、同年12月12日付け及び5年3月8日付け団交申入れについては、学園は、団交開催の日程を正当な理由なく遅滞させたとはいえない。

このことについて、申立人は、学園は財務資料等経営状況に関する資料を提示せず、また、決定権限のある者を出席させなかったことにより、中身の無い交渉を繰り返すこととなり、結果として団交開催を遅滞させたものであり、また、団交開催の遅滞は日程や回数など外形的なものに限定して判断されるべきものではないと主張する。

しかしながら、学園が示したX2組合提案の団交開催日に応じられない理由や代替となる候補日を学園が複数提示していることや開催された団交での交渉状況をみると、申立人が主張する内容によって学園が団交開催の日程を遅滞させたともいえず、申立人の主張は採用できない。

また、申立人が主張する財務資料等経営状況に関する資料を提示しなかったこと、決定権限のある者を団交に出席させなかったことについては、本件申立ての争点としている事項であるので、下記2以降で判断する。

イ 不当労働行為の成否について

以上のことから、X2組合の4年3月16日付け及び5年4月6日付けの団交申入れに対し、学園が団交の開催を遅滞させたことは、労組法7条2号に該当する。

## 2 争点2

(本件各団交において、学園が財務資料等経営状況に関する資料を提示しなかったといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。)

### (1) 申立人の主張

学園は、本件各団交の大半において資料なしで臨み、根拠のない回答を行うなど不誠実な団交を繰り返している。

また、X2組合が学園に提出した「2022年度X2組合年間要求書」の中で、「財政状況を明らかにし、職員が希望の持てる一時金支給を実現すること」を掲げているとおり、X2組合は、年間を通して経営施策を反映した財務分析資料の提供を求めていることは明白である。

しかし、学園が提供した資料は、理事会での協議を行っていないなど信頼性のないものであり、同資料によって、学園の経営施策を把握することはできない。

そもそも学園には説明責任があり、団交の議題となっている事項について、一定の資料を提示しなければX2組合が理解し得ないような場合には、X2組合からの資料要求の有無にかかわらず、必要な資料を提供するのは当然のことである。X2組合が要求しない限り、資料提供を必要ないとする学園の姿勢は不誠実である。

### (2) 被申立人の主張

学園はX2組合に対し、定期昇給の実施や一時金の支払の可否等の議論に必要な資料を誠実に提出しており、申立人の主張する誠実交渉義務違反には当たらない。

本件各団交において、X2組合が学園に対し、開示を希望する情報を具体的に特定し、それを学園に伝えた事実はなく、学園は、自らの立場、主張を説明するために任意に資料を提供したものである。学園が任意的に提示した財務資料に関し、経営施策の反映のない資料等との一方的な評価を行うのであれば、X2組合自ら必要であると考えた財務資料を具体的に特定した上で、その提供を学園に求めればよいのである。なお、5年2月10日に、X2組合が具体的に資料を特定した上でその開示を要求したため、学園はX2組合の要求どおりの資料を提供している。

### (3) 当委員会の判断

使用者は団交において、誠実に合意の形成を目指す義務を負うから、労働組合の要求を受け入れたり、譲歩したりできない場合は、その論拠を示すなどして十分な説明を行い、労働組合の理解を求める必要があるというべきである。よって、自らの見解を根拠付ける情報や資料を示すことを労働組合から求められた場合に、いかなる情報や資料をどの程度示すべきかは、各事案における交渉事項及び労働組合の主張、使用者の説明の内容、要求された情報、当該交渉の経過等に応じて判断されると解される。

申立人は、学園が本件各団交において、財務資料等経営状況に関する資料を提示しなかったと主張するが、本件申立ての対象となっている4年2月7日の団交から5年3月29日の団交までの一連の交渉過程において、学園が、X2組合の申し入れた団交事項に関して、交渉の状況に応じて適宜、自らの見解を根拠付けるに必要な程度の資料の提示を行っていなければ、その学園の対応は誠実交渉義務に違反し、労組法7条2号に該当するといえるので、以下検討する。

ア 各団交における学園の対応状況について

#### (ア) 4年2月7日の団交（3年度第5回団交）

##### a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①定期昇給の実施、②一時金の支給、③人事計画に係る協議及び④給与規程等の改定案に係る協議などを団交事項として申し入れたことが認められる（前記第2の4（1））。

##### b 学園の対応

学園は、団交事項の上記①定期昇給の実施及び②一時金の支給に対し、「Y高校生徒数の予測」と題する資料及び「体育館概算建設費」と題する資料を示して、財務状況は改善したものの体育館の建替えが急務であるため、定期昇給の実施及び一時金の支給はできない旨を述べた。なお、定期昇給の実施については「Y高校職員年齢別給与（月）」と題する資料を示して、学園の教職員の平均月給額と福岡県内の県立高校及び私立学校の教職員の平均月給額とを比較し、学園の50代以上の職員の給与は高く、若手職員の給与は低い旨を調整する必要がある旨を加えて説明したことも認められる（前記第2の4（2）イ）。学園は、上記①及び②の団交事項について、

自らの見解を根拠付けるための資料を提供したといえる。一方、X2組合は、学園が提示した上記3つの資料について、一時金の支給と定期昇給を行わない根拠とはならない旨述べていることが認められる（前記第2の4（2）イ）。しかしながら、X2組合がどのような情報や資料が必要なのかを具体的に示したとはいえない。

また、団交事項の上記③人事計画に係る協議については、X2組合が協議を求めたのに対し、B4校長が理事長に相談する旨回答し、上記④給与規程等の改定案に係る協議については、学園が白紙撤回はできない旨述べたのに対し、X2組合が引き続き白紙撤回を求めたことが認められる（前記第2の4（2）ウ及びエ）。これら団交事項に関して、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(イ) 4年3月9日の団交（3年度第6回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①給与規程等の改定案に係る協議、②定期昇給の実施、③一時金の支給及び④人事計画に係る協議などを団交事項として申し入れ、①の給与規程等の改定案に係る協議について、具体的な分析資料を求めたことが認められる（前記第2の6（1））。

b 学園の対応

団交事項の上記①給与規程等の改定案に係る協議については、前回の団交（4年2月7日の団交）において、学園が給与規程等の改定案の白紙撤回はできない旨説明したのに対し、X2組合が引き続き白紙撤回を要求し、協議は終了していた（前記第2の4（2）エ）。その後、4年3月7日に、学園は、給与規程等の改定については同年4月1日からの適用を見送る旨通知しており（前記第2の5（2））、給与規程等の改定は実施されないこととなったため、当該団交において、X2組合に説明するに当たって資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

団交事項の上記②定期昇給の実施及び③一時金の支給について、X2組合は、前回の団交（4年2月7日の団交）において、学園が提示した資料について、一時金の支給と定期昇給を行わない根拠と

はならない旨述べている（前記第2の4（2）イ）にもかかわらず、当該団交においては何ら資料を要求することなく、B4校長が、体育館の建設などのため難しい旨述べたのに対し、再度検討するよう求めるなど、資料の提示がない中、学園と協議を行っていることが認められる（前記第2の6（2）エ）。

団交事項の上記④人事計画に係る協議については、前回の団交（4年2月7日の団交）において、X2組合が検討するよう求めたが、当該団交においては、ファッション科の職員の採用について協議を行うにとどまっている（前記第2の6（2）オ）。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(ウ) 4年4月20日の団交（4年度第1回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①給与規程等の改定案に係る協議、②定期昇給の実施及び③一時金の支給などを団交事項として申し入れ、団交事項の指定はないものの、「回答に際しては具体的な財政資料等の提示を求めます」と団交申入書に記載していたことが認められる（前記第2の7（1））。

なお、再建特別委員会については、当該団交の場で団交事項として加えられたものである（前記第2の7（2）ウ）。

b 学園の対応

団交事項の上記①給与規程等の改定案に係る協議については、前回までの団交（4年2月7日の団交及び同年3月9日の団交）において、X2組合は繰り返し白紙撤回を求めていたが、当該団交においても、学園が同改定案を保留とすると回答したのに対し、X2組合は、引き続き白紙撤回を求めるのみで、具体的な改定案の内容等に関しては協議していないことが認められる（前記第2の7（2）ア）。給与規程等の改定については、前回の団交（4年3月9日の団交）の時点で実施されないこととなっており（前記第2の6（2）イ）、当該団交においても、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

上記②定期昇給の実施については、学園が4年度は実施できたと説明すると、X2組合は団交の開催を先延ばししたことが問題であると指摘するにとどまり、この点については上記1で判断したとおりであるが、当該団交における協議は終了したことが認められる。また、上記③一時金の支給については、学園は支給したい旨回答し、具体的な金額についてのやり取りはないまま協議は終了したことが認められる（前記第2の7（2）イ）。

また、再建特別委員会については、X2組合が事前に団交事項として示したものではないため（前記第2の7（1））、学園が資料提供を行うことは困難であったと解される。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(エ) 4年5月26日の団交（4年度第2回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①給与規程等の改定案に係る協議及び②再建特別委員会のメンバーにX2組合の代表を加えることを団交事項として申し入れたことが認められる（前記第2の8（1））。

なお、一時金については、当該団交の場で団交事項として加えられたものである（前記第2の8（2））。

b 学園の対応

団交事項の上記①給与規程等の改定案に係る協議については、学園は、職員の給与を下げるつもりはないことや、再提案を行うことをX2組合からの質問に答える形で述べ、これに対しX2組合が、X2組合と検討するよう求め、協議は終了したことが認められる（前記第2の8（2））。当該団交においては、具体的な改定案の内容等に関する協議には至っておらず、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

また、当該団交においては、X2組合が一時金の支給について質したのに対し、学園が次年度については検討している旨回答するなど、一時金についての協議も行われている（前記第2の8（2））が、一時金については、X2組合が事前に団交事項として示したも

のではないため（前記第2の8（1））、学園が資料提供を行うことは困難であったと解される。

さらに、団交事項の上記②再建特別委員会のメンバーにX2組合の代表を加えることについては、X2組合が学園に対し要求している旨告げたのみで協議は終了したことが認められる（前記第2の8（2））。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(オ) 4年6月10日の団交（4年度第3回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①給与規程等の改定案に係る協議及び②再建特別委員会のメンバーにX2組合の代表を加えることを団交事項として申し入れたことが認められる（前記第2の9（1））。

b 学園の対応

団交事項の上記①給与規程等の改定案に係る協議については、学園は、理事会で同改定案を保留とすることが決定された旨述べ、これに対し、X2組合は理事会での協議の状況を尋ねているが、X2組合は主に、学園が保留とした改定案の白紙撤回を要求しており、改定案の具体的内容について説明を求めたわけではないことが認められる（前記第2の9（2）ア）。給与規程等の改定については、4年2月7日の団交以降、X2組合は一貫して白紙撤回を求めているのに対し、学園は白紙撤回できない旨説明する等のやり取りに終始しており、改定案の内容等に関する協議には至っておらず、当該団交において、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

また、団交事項の上記②再建特別委員会のメンバーにX2組合の代表を加えることについては、学園が、再建特別委員会ではなく建設委員会に参加するよう求めたのに対し、X2組合はあくまで再建特別委員会への参加を求める旨述べ、協議は終了したことが認められる（前記第2の9（2）イ）。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に

大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(カ) 4年7月8日の団交（4年度第4回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、前記第2の10(1)のとおり、年間要求としての項目を団交事項として申し入れ、団交事項の指定はないものの、「具体的な資料に基づいた回答を行い」と要求書に記載していたことが認められる（前記第2の10(1)）。

団交においては、団交事項として主に①給与規程等の改定等について及び②次年度人事計画について、実際に協議されたことが認められる（前記第2の10(2)ア及びイ）。

b 学園の対応

団交事項の上記①給与規程等の改定等について、X2組合が白紙撤回を要求し、併せて一時金の支給についても説明を求めたところ、学園は団交後に協議する旨を述べ、これに対しX2組合は財務分析のない判断は危険であると述べたことが認められる（前記第2の10(2)ア）。給与規程等の改定については、前回までの団交と同様、引き続き改定案の内容そのものに関する協議は行われておらず、一時金についても、具体的な金額のやり取りは行われていないことが認められ、当該団交において、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

団交事項の上記②次年度人事計画については、当該団交の時点において、学園は具体的な人事計画を立てていたとは認められず、その当否はともかく、資料による説明の対象となるべき学園の見解がまだ十分に固まっていなかったことが認められる（前記第2の10(2)イ）。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(キ) 4年7月29日の団交（4年度第5回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、上記(カ)と同様の項目を団交事項として申し入れ、

団交事項の指定はないものの、要求項目として「具体的な資料に基づいた回答を行い」と記載していたことが認められる（前記第2の12（1））。

団交においては、団交事項として主に①給与規程等の改定について、②一時金の支給について及び③次年度人事計画について、実際に協議されたことが認められる（前記第2の12（2）ア、イ及びウ）。

b 学園の対応

団交事項の上記①給与規程等の改定については、学園は、理事会で同改定案を保留とすることが決定されたが、職員の意見を聴取して再検討を行い、X2組合と協議を行うことについても理事会に諮る旨回答しており、前回までの団交と同様、引き続き改定案の内容そのものについての協議は行われていないことが認められ（前記第2の12（2）ア）、当該団交において、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

団交事項の上記②一時金の支給については、X2組合が根拠を示すよう求めたのに対し、学園は、エアコン修理の見積額については査定中であると回答していることが認められ、このやり取りから、学園は、その当否はともかく、当該団交の時点において、資料を提供できる状況になかったものと解される（前記第2の12（2）イ）。

団交事項の上記③次年度人事計画について、X2組合は、学園が協議を行わないことについて批判するにとどまり、協議は終了したことが認められる（前記第2の12（2）ウ）。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(ク) 4年9月7日の団交（4年度第6回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、給与規程等の改定案に係る協議を団交事項として申し入れたことが認められる（前記第2の13（1））。

なお、次年度人事計画については、当該団交の場で団交事項として加えられたものである（前記第2の13（3）ウ）。

b 学園の対応

団交事項の給与規程等の改定案に係る協議について、X2組合は同改定案の白紙撤回を要求するにとどまり、内容そのものに関する協議は行われていないことが認められ（前記第2の13（3）イ）、前回までの団交と同様、当該団交において、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

また、当該団交においては、学園が次年度人事計画について、基本的には経営の専権事項であると述べたのに対し、X2組合が団交で協議する必要がある旨主張するなど、次年度人事計画についての協議も行われている（前記第2の13（3）ウ）が、次年度人事計画については、X2組合が事前に団交事項として示したものではないため（前記第2の13（1））、学園が資料提供を行うことは困難であったと解される。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

(ケ) 4年10月6日の団交（4年度第7回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①次年度の人事採用について団交での協議をするかどうかを学園側で検討すること及び②給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すことを団交事項として申し入れたことが認められる（前記第2の15（1））。

なお、一時金の支給については、当該団交の場で団交事項として加えられたものである（前記第2の15（2）エ）。

b 学園の対応

団交事項は上記①のとおり、「次年度人事採用について団交での協議をするかどうかを学園側で検討すること」であって、X2組合は学園に対し、次年度人事採用について団交での議題とするか否かの検討を求めている。これに対し、学園は、人事は学園の専権事項である旨、決定に際しては本件高校の現場の意見を聞いて行う旨述べると、資料を提示しなかったものの自らの見解をX2組合に説明していることが認められる（前記第2の15（2）イ）。

なお、X2組合が、職員募集の財源の根拠についてB7校長が資

料はないと答えたことを捉え、それで職員を採用できると言われても困ると述べたことが認められる（前記第2の15（2）イ）が、これは、あくまで次年度の人事採用について団交での協議を行うか否かの交渉を行う中で学園の財政について話が及んだものであり、X2組合が、資料がないこと自体に抗議した状況は認められない。

さらに、団交事項の上記②給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すことについても、X2組合は財務分析を行う必要がある旨述べるにとどまり、前回までの団交と同様、引き続き改定案の内容そのものに関する協議は行われていないことが認められる（前記第2の15（2）ウ）。

これら団交事項に関する協議において、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

また、当該団交においては、X2組合が次回団交において夏季分と冬季分とを併せて協議を行うよう求めるなど、一時金の支給についての協議も行われている（前記第2の15（2）エ）が、一時金の支給は、X2組合が事前に団交事項として示したものではないため（前記第2の15（1））、学園が資料提供を行うことは困難であったと解される。

(7) 4年11月14日の団交（4年度第8回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①次年度の人事採用について、②給与規程等の改定案の白紙撤回に関する方向性を示すこと、③学園の将来構想及び再建状況についての説明並びに④賃金についてを団交事項として申し入れ、団交事項の指定はないものの、「回答に際しては具体的な財政資料等の提示を求めます」と団交申入書に記載していたことが認められる（前記第2の17（1））。

b 学園の対応

団交事項の上記①次年度人事採用については、確認書に関するやり取りに終始し、上記②給与規程等の改定案の白紙撤回については、X2組合が財務分析を求めるにとどまり、次年度人事採用及び給与規程等の改定案の内容そのものについて言及することなく、協議は終了したことが認められ（前記第2の17（2）イ及びウ）、当該団

交において、学園がX2組合に説明するに当たって、資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

団交事項の上記③学園の再建状況については、5か年計画を作成中であり完成すれば開示する旨述べたことが認められることから、学園は、当該団交の時点において、資料を提供できる状況になかったものと解される（前記第2の17（2）エ）。

上記④賃金については、学園が、一時金はゼロではないが常勤の教職員を優先して支給する考えである旨述べるにとどまっており（前記第2の17（2）オ）、この段階において、その当否はともかく、資料による説明の対象となるべき学園の見解がまだ十分に固まっていなかったことが認められる。

一方、年齢給に達していない職員の是正措置については、X2組合が財務資料の情報開示を求めたことが認められる（前記第2の17（2）カ）が、次回団交で資料を提示した上での継続協議とする旨の確認書を締結していること（前記第2の17（2）キ）からすると、X2組合も、資料は次回団交において提示されることについて許容していたといえる。

当該団交においては、財務資料の提示はなかったものの、協議に大きな支障があったとは認められず、X2組合が、資料がないことに抗議した状況も認められない。

（イ） 4年12月6日の団交（4年度第9回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、一時金の支給及び年齢給に達していない職員の是正措置を団交事項として申し入れ、前回の団交（4年11月14日の団交）において「次回の団体交渉で、学園は、財政資料を添えて一時金についての考えを示す」との確認書を締結したことが認められる（前記第2の17（2）キ及び同18（1））。

b 学園の対応

学園は、前回の団交（4年11月14日の団交）における確認書の内容を踏まえて、上記の団交事項に対し、自らの見解を根拠付けるための資料として、4年12月6日時点における「資金繰予定表（4年度）」を示して、資金繰りとして3900万円を維持する必

要があり、また同様に、3年11月29日付け「3年度福岡県私立学校経常費補助金変更交付申請書」及び4年11月28日付け「4年度福岡県私立学校経常費補助金変更交付申請書」を示して、一時金支給の財源となる補助金の交付額が昨年度より300万円程度しか増えていないことを説明し、一時金に充てることのできる財源と教職員数を踏まえて、一時金の支給額を常勤の教職員が3万円、非常勤の教職員が1万円と決定した旨を告げたことが認められる（前記第2の18（2）イ）。

X2組合は、前回の団交（4年11月14日の団交）において、団交事項である「年齢給に達していない職員の是正措置」に関して財務資料の情報開示を求めたが、その後の同月30日付けの団交申入れにおいて、同事項を要求項目として挙げているものの、当該要求項目に関する資料の不足や不備について言及していない上（前記第2の18（1））、当該団交においては、資料がない旨抗議した状況も認められない。

一方、X2組合は、学園が提示した上記資料について、「少しでもこちらの言ったことに回答ができる資料の準備をしてほしい」と発言したことが認められる（前記第2の18（2）イ）。しかしながら、X2組合がどのような情報や資料が必要なのかを具体的に示したとはいえない。

(シ) 5年1月27日の団交（4年度第10回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、一時金の支給及び年齢給に達していない職員の是正措置を団交事項として申し入れ、「回答に際しては具体的な財政資料等の提示を求めます」と団交申入書に記載していたことが認められる（前記第2の19（1））。

b 学園の対応

団交事項の一時金の支給について、学園は、協議は済んでいるという認識である旨述べたが、X2組合が前回の団交（4年12月6日の団交）で締結した確認書について触れると、前回の団交で示した「資金繰り予定表（4年度）」により、将来に渡る必要な支出の内容など学園の財務状況を把握できると述べ、併せて上記本件財務比

較資料及び建物の耐震に関する資料を示して、職員の理解を得ながら人件費を削減するとともに、生徒数を増加させる方針である旨説明したことが認められる（前記第2の22（2）ウ）。学園は、当該団交において、自らの見解を根拠付けるための資料として、前回の団交（4年12月6日の団交）で示した「資金繰予定表（4年度）」及び本件財務比較資料等を用いたものといえる。

また、前回の団交（4年12月6日の団交）において「学園は、年内支給が可能な12月20日（火）までに、団交を開くことを持ち帰り検討する」との確認書が締結されていること（前記第2の18（2）ウ）から、当該団交の団交事項である一時金の支給については、前回団交からの継続協議であることが認められ、学園が、当該団交において、前回の団交で示した「資金繰予定表（4年度）」により学園の資金の流れを把握できる旨の説明を行ったことは、学園の対応として理解できるところである。

一方、X2組合は、学園が提示した本件財務比較資料について、信用性に欠けるものである旨主張する（前記第2の22（2）ウ）。本件財務比較資料が信用性に欠けるものであるかはともかく、X2組合から、5年2月10日付け「学園資料提供申し入れ書」と題する文書により資料提供の申入れがなされたところ、学園は、次回の団交（5年2月28日の団交）の前に、本件計算書類、「建築物耐震診断等概要表（本館分）」、「建築物耐震診断等概要表（体育館分）」及び同月20日時点における「資金繰予定表（4年度）」を提供しており（前記第2の25（2））、X2組合からの要求に対し、相応に対応したといえる。

(ヌ) 5年2月28日の団交（4年度第11回団交）

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、一時金の支給及び体育館建設を含めた再建計画に関する説明などを団交事項として申し入れ、「事前の具体的資料提供とそれに基づいた説明をお願いします」と団交申入書に記載していたことが認められる（前記第2の25（1））。

また、X2組合は、5年2月10日付け「学園資料提供申し入れ書」と題する文書により、①過去5年分の財務三表（平成29年以

降)、②耐震化調査結果の文書並びに③3年以降の理事会及び再建特別委員会に提出した財務資料の提供を求めたことが認められる(前記第2の25(1))。

b 学園の対応

学園は、上記の団交事項及びX2組合の要求に対し、本件計算書類、「建築物耐震診断等概要表(本館分)」、「建築物耐震診断等概要表(体育館分)」及び「資金繰予定表(4年度)」を提供したことが認められる(前記第2の25(2))。

団交事項の一時金について、学園は、上記資料を示し、資金がないことから4年12月に支給した額となった旨説明し、また、団交事項の体育館建設を含めた再建計画については、具体的な資料を準備して説明する予定である旨述べていることが認められる(前記第2の25(3)エ及びオ)。

加えて、学園は、X2組合が要求する資料は提供しており、これ以上の資料はない旨述べていることが認められる(前記第2の25(3)カ)。

学園が提示した上記資料について、X2組合は、これらの資料は団交のためではなく、自らの勉強のために求めた資料であるとして、団交で回答する際に具体的な資料を提供するのは学園の義務である旨述べており(前記第2の25(3)カ)、上記資料について団交における根拠資料たり得ないと主張していることが認められるが、どのような情報や資料が必要なのかを具体的に示したとはいえない。

学園が提供した本件計算書類は、平成29年度から3年度までの「資金収支計算書」、「人件費支出内訳表」及び「貸借対照表」等を含むものであって(前記第2の25(2))、学園の収支が詳細に記されており、学園は、当該団交において、自らの見解を根拠付けるための資料を提供したといえる。

(七) 5年3月29日の団交(4年度第12回団交)

a X2組合からの団交事項及び資料要求の有無

X2組合は、①一時金について、具体的資料を提示して説明すること、②体育館建設を含めた学園の再建計画、③5年度人事、④残業時間の対策及び⑤残業承認届の趣旨や変更点を団交事項として申

し入れたことが認められる（前記第2の26（1））。

b 学園の対応

上記 a の X 2 組合からの申入れに対し、学園は、①労働組合員の爆睡問題、②一時金について、具体的資料を提示して説明すること、③5年度労働組合員の人事及び④残業時間の対策を団交事項とする回答を行ったことが認められる（前記第2の26（2））。

一時金に関する協議は、前回の団交（5年2月28日の団交）でも行われており、同団交において、学園は、5年3月末までに財務分析を行い、交渉には応じる旨回答している（前記第2の25（3）オ）ことから、当該団交は前回の団交からの継続協議であると学園が認識していたものであるといえる。

前回の団交（5年2月28日の団交）において、学園は、X 2 組合が要求する資料は提供しており、これ以上の資料はない旨述べている（前記第2の25（3）カ）が、これに対し、X 2 組合は、上記のとおり、一時金について具体的資料を提示して説明するよう求めるのみで、その資料の内容について具体的に示したとはいえない。

学園は、前回の団交（5年2月28日の団交）までに、自らの見解を根拠付けるための資料として、同資料を提供したものである。

また、そもそも当該団交においては、X 2 組合と学園との間で、団交で協議すべき事項自体について折り合いがつかなかったことが認められ、その当否については下記7で判断するが、当該団交の時点において、学園がX 2 組合に説明するに当たって、新たな資料を提示すべき状況にはなかったと解される。

イ 不当労働行為の成否について

上記(ア)ないし(セ)のとおり、4年2月7日の団交から5年3月29日の団交までの一連の交渉過程において、学園は、X 2 組合からの団交事項に関して、自らの見解を根拠付けるに必要な程度の資料の提示を行っていないとはいえない。

申立人は、学園が提供した資料に対して不十分だと主張する。

確かに、4年2月7日の団交、同年12月6日の団交、5年1月27日の団交及び同年2月28日の団交においては、X 2 組合は学園が提示した資料について納得した様子はいくつか見られ、その都度、批判を行った

ことが認められるが、その後、X2組合がより具体的に必要な情報や資料を特定した上で、その提出を求めたなどの経過は確認できない。また、学園からの提示資料がないことで、団交における協議に大きな支障があったとはいえないことから、学園が上記各団交で提示した資料について、一概に不当であると評価することはできず、学園の対応を不誠実であったと評価するまでには至らない。

よって申立人の主張は採用できない。

以上のことから、本件各団交において、学園は、財務資料等経営状況に関する資料を提示しなかったとはいえず、労組法7条2号に該当しない。

### 3 争点3

(4年2月7日、同年9月7日、同年10月6日、同年11月14日、同年12月6日、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交に理事長が出席しなかったことは、労組法7条2号に該当するか。)

#### (1) 申立人の主張

ア 5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日の団交に出席したB2理事は、これまでの団交の経緯を把握しておらず、団交を混乱させ、組合員に対し威嚇するなど具体的に交渉するつもりは一切なかった。被申立人が主張する私立学校法上の規定に関しては、実質的交渉権限の問題を私立学校法上の理事の権限の問題にすり替えるものである。

イ 4年9月7日、同年10月6日、同年11月14日及び同年12月6日の団交に出席したB8弁護士は、同年9月7日の団交(4年度第6回団交)において、決定権はない旨述べ、同年10月6日の団交(4年度第7回団交)においてこれについては否定したが同時にすべてが分かる代理人はいないと述べるなど、あいまいな姿勢で言い逃れをしている。B8弁護士は、団交において、適切な資料を用いて、使用者側の見解の根拠を具体的に示すことができなかった。このことから、B8弁護士は、実質的な権限を持っておらず、メッセージャーの役割しか果たしていないといえる。

ウ 学園の状況は緊急の課題が山積しているにもかかわらず、実質的な交

渉権限を有していない交渉担当者が、内容のない不誠実な交渉を繰り返  
し、結果として、団交の引き延ばしと形骸化を招いたため、X2組合は  
理事長本人の出席を求めたのである。

## (2) 被申立人の主張

ア 団交においては、必ずしも労働協約の妥結権限のある者の出席が求め  
られているわけではなく、使用者側の交渉担当者は実質的な交渉権限を  
有していれば足りる。私立学校法の中に、理事は学校法人を代表する旨  
の規定があることから、理事に実質的な交渉権限があることは明らかで  
ある。学園からは、理事長又は理事、あるいはその双方が出席しており、  
実質的な交渉権限を有する者が出席しているといえる。

イ 団交に限らず、弁護士が依頼人の代理人として交渉事務を行う場合、  
民法の規定上、弁護士には委任の本旨に反してはならないという制約が  
あるから、原則として和解等を妥結するか否かの最終決定権限は依頼人  
が有する。したがって、決定権を有さないことと実質的な交渉権限を有す  
ることは両立するのであって、決定権を持っていないことをもって、  
弁護士の代理人としての交渉権限それ自体が否定されることはなく、交  
渉自体が事後的に無効になることもない。

ウ 交渉権限はあくまで権限の問題であり、その交渉態度やその結果から  
帰納的に権限の有無が判断されるべきものではない。X2組合は、自ら  
が想定する「中身のある団交」を実現できないすべての学園の団交出席  
者の実質的な交渉権限を否定しているにすぎない。

## (3) 当委員会の判断

団交において、使用者は、労働組合の理解や納得を目指し、労働組合の  
要求に対して譲歩ができない場合であっても、交渉事項に関する労働組合  
の要求に対応して、自己の主張及びその論拠を示し、合意の形成を目指す  
義務を負うと解される。団交における使用者側の出席者は、必ずしも使用  
者の代表者である必要はなく、交渉担当者が実質的な交渉権限を有してい  
れば、労働協約を妥結する権限を有する者と諮りつつ適宜の処理を行うこ  
とができるから、最終的な決定をし、労働協約を妥結する権限を有してい  
る必要までではないと解される。

また、交渉担当者が実質的な交渉権限を有しているか否かは、形式的な  
交渉権限の有無だけではなく、実際の団交における具体的な言動を踏まえ

て検討すべきである。

このような観点から、各団交において理事長が出席しなかったことは労組法7条2号に該当するのか、以下検討する。

ア 各団交における出席者について

理事長が出席しなかった4年2月7日、同年9月7日、同年10月6日、同年11月14日、同年12月6日、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交における学園側の出席者について、以下検討する。

(ア) 4年2月7日の団交（3年度第5回団交）（前記第2の4（2））

学園側の出席者は、理事であるB4校長及びB6理事外2名である。なお、本件高校の校長は学園の理事を兼任している（前記第2の2（2）ア）。

理事は、学園の意思決定機関である理事会の構成員であり、私立学校法37条2項において、「学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う」と規定されている。

この団交の団交事項は、定期昇給の実施、一時金の支給、人事採用計画に係る協議及び給与規程等の改定案に係る協議などであり、同団交事項からみて、学園側の出席者であるB4校長及びB6理事は、交渉権限を欠くとまではいえない。

また、この団交において、B4校長は「Y高校職員年齢別給与（月）」と題するグラフ等の資料を示し、若手職員の給与が低いため調整する旨、時間外勤務手当の定めがないため給与規程を改定する必要がある旨説明するなど、X2組合と具体的な協議を行っていることが認められる。

加えて、この団交において学園とX2組合とが合意した内容について確認書を締結していることから、X2組合はB4校長やB6理事が実質的な交渉権限を有するものとみなしていることがうかがえる。

よって、この団交における学園側の交渉担当者には実質的な交渉権限がなかったとはいえない。

(イ) 4年9月7日の団交（4年度第6回団交）、同年10月6日の団交（4年度第7回団交）、同年11月14日の団交（4年度第8回団交）

及び同年12月6日の団交（4年度第9回団交）（前記第2の13（3）、同15（2）、同17（2）及び同18（2））

上記各団交の学園側の出席者は、B8弁護士及びB7校長外2名である。

B8弁護士は、組合との団交の対応について委任されている（前記第2の13（2））ことから、学園の代理人の立場で、上記各団交に出席している。

上記各団交の主な団交事項は、給与規程等の改定案に係る協議、次年度人事採用及び一時金等の賃金などであり、同団交事項からみて、学園側の出席者であるB8弁護士及びB7校長は、交渉権限を欠くとまではいえない。

また、B8弁護士は、4年9月7日の団交における給与規程等の改定案に係る協議では、改定案の白紙撤回の是非についてX2組合と具体的な協議を行い、白紙撤回に関する方向性を次回の団交で示すと述べ（前記第2の13（3）イ）、同年10月6日の団交における次年度人事計画に係る協議では、人事は学園の専権事項であり決定に際しては学校現場の意見を聞いて行うとX2組合に回答するなど、学園の方針を示したり、X2組合からの質問に答えたりしていることが認められ、学園側の交渉担当者としての役割を果たしていないとまではいえない。

加えて、B8弁護士が出席した上記いずれの団交においても、X2組合は、学園と合意した内容につき確認書を締結していることが認められる。

よって、上記各団交における学園側の出席者には実質的な交渉権限がなかったとはいえない。

(ウ) 5年1月27日の団交（4年度第10回団交）、同年2月28日の団交（4年度第11回団交）及び同年3月29日の団交（4年度第12回団交）（前記第2の22（2）、同25（3）及び同28）

上記各団交の学園側の出席者は、B2理事外1名である。

B2理事は、理事会から労働組合に対応するすべての権限が委任されており、理事長からも一任を受けている（前記第2の22（2）ア）として、上記各団交に出席している。

上記各団交の主な団交事項は、一時金等の賃金、再建計画、人事及び残業時間の対策などであり、同団交事項からみて、学園側の出席者であるB2理事は、交渉権限を欠くとまではいえない。

また、B2理事は、5年1月27日の団交においては再建特別委員会の進捗状況や学園の財務状況を（前記第2の22（2）ウ）、同年2月28日の団交においては学園の再建計画や財務状況を（前記第2の25（3）エ及びオ）、同年3月29日の団交においては団交議題の変更に関する学園の考えや再建特別委員会の内容を（前記第2の28（3）及び（4））、それぞれ説明していることが認められ、学園側の交渉担当者としての役割を果たしていないとはいえない。

よって、上記各団交における学園側の出席者には実質的な交渉権限がなかったとはいえない。

#### イ 不当労働行為の成否について

上記アのとおり、理事長が出席しなかった各団交における学園側の出席者には実質的な交渉権限がなかったとはいえないから、各団交において理事長が出席しなかったことをもって、労組法7条2号に該当するとはいえない。

### 4 争点4

（学園が、30年度確認書及び4年度第6回団交確認書に違反して、ホームページ上に4年9月9日付けで「高等学校教員の募集について」を掲載したといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号及び3号に該当するか。）

#### （1）申立人の主張

ア 30年度確認書における「次年度人事採用について」は、平成31年度人事に関するものであった。しかし、平成30年度以降、平成31年度及び2年度にも人事採用に関する団交は行われている。また、3年度におけるX2組合とB4校長とのやり取りから、人事採用に関してX2組合と団交により協議しないことが慣例無視になることを学園が認めていることが分かる。これに加え、学園側から4年10月28日に30年度確認書の解約を通告してきたことから、同確認書の内容が慣例となっていたことは、学園も認める客観的事実であることは明らかである。

以上のことから、学園は、慣例として定着していた同確認書に違反して、ホームページ上に「高等学校教員の募集について」を掲載したといえる。

イ 4年9月7日の団交（4年度第6回団交）において、団交を開催するのであれば同月中に行う必要があり、それまでには学園側での検討が必要との労使間の共通認識が確認され、4年度第6回団交確認書を締結することとなった。このことは、同年10月6日の団交（4年度第7回団交）におけるB8弁護士の発言からも明らかである。

学園は、4年度第6回団交確認書に違反して、ホームページ上に「高等学校教員の募集について」を掲載した。

ウ 学園がホームページ上に4年9月9日付けで「高等学校教員の募集について」を掲載したことは、30年度確認書及び4年度第6回団交確認書に違反するものであり、労組法7条2号及び3号に該当する。

## （2）被申立人の主張

ア 30年度確認書で確認されているのは平成31年度の人事採用に関することであることは明らかである。平成31年度と2年度の団交における人事採用に関する協議については、学園が、X2組合からの要請に基づいて任意に応じたものであって、人事に関する協議をX2組合と行わなければならないという慣例が定着したと評価するのは困難である。

30年度確認書については、4年10月6日の団交（4年度第7回団交）において、X2組合が同確認書の内容について言及したため、誤った解釈に基づく主張をされないよう解約したものである。

イ 4年9月7日の団交（4年度第6回団交）では、次年度人事採用について団交事項とするかどうかを学園側で検討することが確認されたにすぎず、同団交において同月末までに団交を行うことが明確に確認された事実はない。そのような合意があれば確認書に「4年9月末までに団交を開催する」という文言が記載されるはずであるが、そのような記載はない。

ウ 人事採用についてX2組合との協議が慣例として定着していたわけではなく、ホームページ上に「高等学校教員の募集について」を掲載したことは、30年度確認書に違反するものでもなく、4年度第6回団交確認書に違反するものでもない。

### (3) 当委員会の判断

一般に、使用者による団交の合意事項の不履行は、団交の成果を失わせ、ひいては団結権及び団交権の否定につながることから、合理的理由なき不履行にあつては、不誠実な団交の一つの形態として、労組法7条2号の不当労働行為に該当するといえる。

また、労組法7条2号の団交拒否に該当する場合において、団交拒否が労働組合の存在そのものを否定する言動と評価できる場合や、当該団交拒否や不誠実団交により団交を無意味化する場合には、同条3号の支配介入に該当すると解される。

このような観点から、学園が、団交における合意事項である30年度確認書及び4年度第6回団交確認書に違反して、ホームページ上に4年9月9日付けで「高等学校教員の募集について」を掲載したといえるか、以下検討する。

#### ア 学園は30年度確認書に違反したか

30年度確認書には、次年度人事採用について、学園が人事計画を作成した後、団交での協議を行う旨記されている（前記第2の2（1））。

同確認書における「次年度」が「平成31年度」のことを指すことについては、当事者間に争いがない。

申立人は、30年度確認書は慣例として定着していた旨主張する。

労働組合と使用者間において、団交の手續や条件、便宜供与など労使関係上の諸事項について一定の取扱いが双方の事実上の了解のもとに長期間反復されている場合は、労使間の一種の自主ルールとして尊重されるべきものである。

しかしながら、当委員会が認定した事実では、団交において学園が作成した人事採用計画が示され、学園全体にわたる次年度人事採用計画そのものについて協議が行われたのは、元年度（平成31年度）と2年度のみである（前記第2の2（2）及び（3））。これ以降、4年3月9日の団交において次年度人事計画について協議が行われているが、その内容はファッション科の職員の採用についての協議にとどまり、そのほかの団交でも人事採用計画が交渉事項として挙げられているものがあるが、団交の内容は、X2組合が人事採用計画について学園に協議を求めたものであって、3年度以降の団交においては、元年度（平成31年度）

と2年度における団交のように学園全体の人事採用計画の具体的内容について協議が行われているわけではないことが認められる（前記第2の4（2）ウ、同6（2）オ、同10（2）イ、同12（2）ウ、同13（3）ウ、同15（2）イ及び同17（2）イ）。

これらのことからすると、30年度確認書の内容は、慣例として当事者間において定着していたとはいえない。

また、申立人は、3年度におけるX2組合とB4校長とのやり取りから、人事採用に関してX2組合と団交により協議しないことが慣例を無視したことになると学園が認めていることが分かると主張する。

確かに、前記第2の2（4）のとおり、X2組合が慣例を無視するのかと質したのに対し、B4校長がそういうことであると回答した事実は認められる。

しかしながら、上述のとおり、3年度以降の団交では、次年度の学園全体にわたる人事採用についての協議が行われたとは認められないのであって、このやり取りのみを捉えて、学園側が人事採用についてX2組合と協議することを慣例と認めていたと解することはできない。

さらに、申立人は、学園が4年10月28日に30年度確認書の解約を通告してきたことから、同確認書の内容が慣例となっていたことは、学園も認める客観的事実であることは明らかであると主張する。

しかしながら、上述のとおり、30年度確認書における「次年度」が「平成31年度」のことを指すことについては当事者間に争いがなく、また、4年10月6日の団交（4年度第7回団交）において、学園が同確認書は解約するが、人事について団交を応諾するかは別途検討する旨告げている（前記第2の15（2）イ）ことから、同確認書の解約を通告した事実をもって学園側が人事採用についてX2組合と協議することを慣例と認めていたとはいえない。

したがって、上記2点の申立人の主張は採用できない。

これらのことからすると、学園が30年度確認書に違反したとはいえない。

#### イ 学園が4年度第6回団交確認書に違反したか

4年9月7日の団交（4年度第6回団交）において「次年度人事採用について、団体交渉での協議をするかどうかを学園側で検討する」との

確認書が締結され（前記第2の13（3）エ）、学園は、同団交の2日後、同月9日付けでホームページ上に「高等学校教員の募集について」を掲載している（前記第2の14）。そして、この間、学園が検討状況をX2組合に伝えた形跡も見当たらない。

確かに、学園としては、せめてその検討結果をX2組合に伝える等の対応が望ましかったともいえるが、上述のとおり、同団交における確認書では、団交での協議を行うかどうかを学園側で検討することが確認されていたのであるから、学園において検討を行っていないとはいえない以上、学園が直ちに4年度第6回団交確認書に違反したとまではいえない。

なお、申立人は、4年9月7日の団交（4年度第6回団交）において、人事採用について同月中に団交を行うことが双方の共通認識であったにもかかわらず、学園が同月9日付けで教員募集についてホームページ上に掲載したと主張するが、同団交で、X2組合と学園との間で同月中に団交を行うことを確認した具体的なやり取りは認められないので、申立人の主張は採用できない。

よって、学園は、4年度第6回団交確認書に違反したとはいえない。

#### ウ 不当労働行為の成否について

以上のことから、学園が、30年度確認書及び4年度第6回団交確認書に違反して、ホームページ上に4年9月9日付けで「高等学校教員の募集について」を掲載したとはいえず、次年度人事採用についてX2組合と協議すべき義務までは認められないことから労組法7条2号及び3号に該当しない。

### 5 争点5

（学園が、4年度第9回団交確認書に違反し、また、X2組合との実質的な協議を行わずに、4年12月27日に冬季賞与を支給したといえるか。

いえるとすれば、そのことは、労組法7条2号及び3号に該当するか。）

#### （1）申立人の主張

ア 4年度第9回団交確認書及び学園からの4年12月17日付け「第10回団体交渉申し入れについて」の内容は、冬季賞与に関する協議が継続中であり妥結に至っていないことを労使ともに認識していたことを示

している。このことからすると、4年12月6日の団交（4年度第9回団交）での確認事項は、冬季賞与の支給前に団交を開催することが当然の前提とされていたものである。

イ 4年11月14日の団交（4年度第8回団交）において、X2組合が一時金の根拠が分かる資料を求めたのに対し、学園は、同年12月6日の団交（4年度第9回団交）において、理事会で議論もしていない外れの資料を使って常勤の教職員3万円、非常勤の教職員1万円、財源は200万円との回答を行った。学園は具体的な根拠を説明できなかったのであり、実質的な協議は行っていない。

ウ 学園は4年度第9回団交確認書に違反し、また、X2組合との実質的な協議を行わずに4年12月27日に冬季賞与を支給した。

## （2）被申立人の主張

ア 4年度第9回団交確認書における「年内支給」が冬季賞与のことを指すとしても、4年12月20日までに団交を開催することを学園が検討することが確認されただけであり、X2組合の同意を条件に冬季賞与を支給するとか、団交自体を開催しない限り冬季賞与を支給してはならないなどの条件が付されていた訳ではない。

イ 学園は4年12月6日の団交（4年度第9回団交）において、資料を提示して、学園の財務状況を丁寧に説明し、実質的な協議を行っている。これらの財務資料は、学園が冬季賞与についての考え方を説明する補助資料として、任意に開示したものである。実質的な協議が行われていないとするX2組合の評価は誤っているものといえる。

ウ 冬季賞与については、学園の決算の関係で、その支給の有無及び支給額を決定しなければならない期限が決まっている。仮に、X2組合が納得するまで団交を重ねなければ支給できないとすれば、組合員以外の大多数の教職員にとって不利益であることは明らかである。冬季賞与を支給したことについては、4年度第9回団交確認書に違反するものではなく、実質的な協議も行われていたといえる。

## （3）当委員会の判断

申立人は、学園が4年度第9回団交確認書に違反し、また、X2組合との実質的な協議を行わずに4年12月27日に冬季賞与を支給したと主張するが、これは結局のところ、冬季賞与の支給に関する一連の経過の中で、

学園に不誠実な対応があったか否かに帰するから、この観点から、学園が、4年12月27日に冬季賞与を支給したことが労組法7条2号及び3号に該当するか、以下検討する。

ア X2組合との交渉の経過について

冬季賞与の支給については、4年11月14日の団交及び同年12月6日の団交で協議が行われている（前記第2の17（2）オ及び同18（2）イ）。

4年11月14日の団交においては、学園は、一時金について500万円の資金はあるが、そのうち空調の修理に200万円から300万円程要するとして、非常勤の教職員に対する支給は難しく、常勤の教職員への支給を優先したい旨述べ、引き続き、同年12月上旬に団交を行うことを確認したことが認められる（前記第2の17（2）オ及びキ）。

また、同年12月6日の団交においては、学園の代理人であるB8弁護士が、冬季賞与について具体的に金額の案を提示するが、X2組合が了承しないのであれば持ち帰る旨を告げた上で、常勤の教職員3万円、非常勤の教職員1万円と決定した旨伝えた。これに対し、X2組合は、この金額では妥結できないとして、学園に対し、納得できる資料を準備するよう求め、学園は年内支給が可能な4年12月20日までに、団交を開くことを持ち帰り検討する内容の4年度第9回団交確認書が締結されたことが認められる（前記第2の18（2）ア、イ及びウ）。

イ 4年度第9回団交確認書について

4年度第9回団交確認書には、「学園は、年内支給が可能な12月20日（火）までに、団交を開くことを持ち帰り検討する」と記載されている（前記第2の18（2）ウ）。

この確認書の記載内容及び上記アの4年12月6日の団交におけるやり取りからすると、4年度第9回団交確認書による労使双方の合意事項は、学園が4年12月20日までに団交を開くことを持ち帰り検討することであることは明白である。

学園は、4年12月17日付け「第10回団体交渉申し入れについて」と題する文書により、検討の結果、日程調整ができなかったため、5年1月に延期する旨回答している（前記第2の19（2））のであって、これは、4年度第9回団交確認書に基づき、団交を開くことを持ち帰り検

討した結果をX2組合へ伝えているものであるといえるので、学園は、X2組合との合意事項を履行しているといえる。

なお、申立人は、4年度第9回団交確認書は、冬季賞与の支給前に団交を開催することが当然の前提とされていたと主張する。

しかしながら、上記でみたとおり、4年度第9回団交確認書の内容は、学園が4年12月20日までに団交を開くことを持ち帰り検討することであり、申立人が主張するような合意があったとは認められないので、申立人の主張は採用できない。

#### ウ 不当労働行為の成否について

上記ア及びイを踏まえると、学園は、団交におけるX2組合との合意事項である4年度第9回団交確認書の内容を履行しており、冬季賞与の支給に関する一連の経過において、不誠実な対応があったとはいえず、労組法7条2号及び3号に該当しない。

なお、5年1月27日の団交における、冬季賞与について協議をする条件として、既に支払われた一時金の返金又は供託を求めるという学園の態度（前記第2の22（2）ウ）は適切とはいえないが、上記判断を左右するものではない。

## 6 争点6

（5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交における、B2理事の言動は、労組法7条2号及び3号に該当するか。）

### （1）B2理事の言動について

5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日の団交において、B2理事が「じゃあもう、今日はこれで打ち切りにしましょうか」、「社会人としてのマナーは守りましょうよ」、「今回は流会にしましょうか」、「司会を通せよ」などの発言を行ったことが認められる（前記第2の22（2）、同25（3）及び同28）。また、5年3月29日の団交においては、交渉事項とは関係のない、団交の進行に関連するやり取りが少なくとも25分間継続していることが認められる（前記第2の28（5））。

申立人は、これら各団交におけるB2理事の言動が労組法7条2号及び3号の不当労働行為に該当すると主張する。

およそ使用者だからといって憲法21条に掲げる表現の自由が否定され

るいわれがないことはもちろんであるが、憲法28条の団結権を侵害してはならないという制約をうけることを免れず、使用者の言論が労働組合の結成、運営に対する支配介入にわたる場合は不当労働行為として禁止の対象となると解すべきである。

これを具体的にいえば、労働組合に対する使用者の言論が不当労働行為に該当するかどうかは、言論の内容、発表の手段、方法、発表の時期、発表者の地位、身分、言論発表の与える影響などを総合して判断し、当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、労働組合の組織、運営に影響を及ぼした場合はもちろん、一般的に影響を及ぼす可能性のある場合は支配介入となるというべきである。

このような観点から、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交における、B2理事の言動は、労組法7条2号及び3号に該当するといえるか、以下検討する。

(2) 5年1月27日の団交におけるB2理事の言動

ア 申立人の主張

団交の冒頭で、B2理事は組合員の発言に対して、「あなたが代表なのか」といきなり威嚇し、委員長以外でも交渉権はあると述べた組合員に対し、「何と言う法律で証明できるのか」、「労働組合法6条が分かるのか、分かるなら言いなさい。」、「交渉権は労働組合法6条で代表者か委任を受けている人となっているが委任をしたのか」などと矢継ぎ早に迫り、A2委員長が委任はしていると述べると、「(委任は)いつしたのか」といった無意味な追及を続け、強い口調で組合員を威嚇し続けた。

B2理事は、このような威嚇、暴言により団交を混乱させ、円滑な団交の進行を意図的に妨害したことは明白である。

イ 被申立人の主張

当日の団交の司会担当は組合側であり、B2理事が一方的に議論を進めようとした事実はなく、司会を立てて協議を行うという慣例を無視した事実もない。また、B2理事は、自身の説明を遮るように組合員からの発言が相次いだため、組合員に対し注意したものであり、組合員を威嚇し暴言を吐いた事実もない。

ウ 当委員会の判断

当委員会が認定した事実（前記第2の22（2））によると、団交の冒頭で、B2理事が述べた理事長が団交に出席しない理由に対し組合員が異議を唱え、B2理事は、あなたは組合の代表者なのか、何という法律により交渉権限があるのか、いつ委任を受けたのかといった趣旨の発言を繰り返し行い、X2組合がこれまでの経緯を把握した上で団交への出席を求める趣旨の発言や理事長の出席を求める発言をすると、B2理事は、今日は打ち切りにしようかとの趣旨の発言をしたことが認められる。

このように、特定の組合員へ向けた交渉内容とは関係のない発言を繰り返すことや、交渉途中にもかかわらず、X2組合からの発言を捉えて団交を打ち切りにしようかと述べることは、組合員を威嚇し団交の進行を妨げようとしたといわざるを得ない。

加えて、組合員からの発言が相次ぐ中、B2理事は、組合員の社会人又は教育者としての資質を問うような発言をしているが、このような発言も、交渉事項とは関係がない内容であり、組合員に対する攻撃と捉えられても仕方がないものであるといえ、組合員を萎縮させるものであったといえる。

### （3）5年2月28日の団交におけるB2理事の言動

#### ア 申立人の主張

B2理事は、すべての発言者について司会者への挙手による許可を強要し、従わなかった組合員に対し威嚇し、暴言を吐いた。

一時金に関するやり取りの中で、B2理事は「自由にしゃべっていいんですか」、「ルールは守れよ」といった具合に、組合員を必要以上に咎め、大声で威嚇している。

#### イ 被申立人の主張

同団交において、B2理事が組合員を威嚇したり、暴言を吐いた事実は存在しない。

#### ウ 当委員会の判断

当委員会が認定した事実（前記第2の25（3））によると、団交の冒頭、誰が司会を行うのかについてのやり取りの中で、B2理事は、もめるのなら流会にしようかとの趣旨の発言を行ったことが認められる。

B2理事のこのような発言は、上記（2）ウで判断したものと同様に、

X 2 組合に対し団交を打ち切ると脅しているといえられても仕方がないものであるといえ、また、団交の冒頭にもかかわらずこのような発言を行うことは、不誠実な対応であるといえる。

加えて、B 2 理事は、自身の発言中に発言した組合員に対し、こんなに自由にしゃべっていいのか、ルール守れよといった趣旨の発言を行ったことが認められる。

このような発言について、確かに、発言中の他者からの発言に対し、注意を行うことはあり得るとしても、認定した発言の内容からすると、発言した組合員を注意喚起の域を超えて威嚇し攻撃しているといえられても仕方がないものであるといえ、健全な協議進行を阻害する可能性があるといえる。

#### (4) 5年3月29日の団交におけるB 2理事の言動

##### ア 申立人の主張

B 2 理事は、交渉が始まると大声で怒鳴り散らし、組合員に対し指を差して、「司会を通せ」、「おまえ、今しゃべったやろ」などの数々の暴言を吐き、最後には机を叩き威嚇した。

さらに、自ら団交議題として爆睡問題を議題とすべきであると強硬に主張し、X 2 組合が労使双方の共通議題であった2つの項目についての協議を提案するも一切拒否して勝手に退室しており、およそともに協議が行われた実態はない。

##### イ 被申立人の主張

同団交ではX 2 組合が提出した抗議書に対する学園の認識についてB 2 理事が説明するなど協議は行われている。B 2 理事の発言は、組合員による不規則発言に対するものであることは明らかであり、個々の組合員に対し、誹謗中傷したり、その人格を否定するような類いのものではない。これらは正当な異議の申立てである。

##### ウ 当委員会の判断

当委員会が認定した事実（前記第2の28（5）団交の進行に関連するやり取り（抜粋））によると、B 2 理事が、団交での発言は司会を通して行うということに固執し、少なくとも25分もの間繰り返し発言しており、この間交渉事項についての協議は行われていないことが認められる。

このようなB2理事の対応は、団交の進行を妨げており、行う必要性も認められないことから、団交を妨害するものであったといえる。

また、B2理事は、X2組合が団交の継続を求めているにもかかわらず、本日の団交は午後8時までであるとして退席し、団交を終了させたことが認められる。

上述のように、団交ではない無意味ともとれるやり取りを行った中で、一方的に団交の席を退席することは、学園は、X2組合の団交権を尊重して誠意をもって団交に臨んだとは到底認められない。

なお、この団交において、X2組合の発言によって司会を通して発言を行うことに関するやり取りが白熱し、B2理事の語気が強まった可能性は否定できないが、このことがB2理事の言動を正当化する理由とはならない。

#### (5) 不当労働行為の成否について

以上のことから、5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日に開催された団交におけるB2理事の言動は、円滑な団交の進行を妨げ、実質的な協議を避けるものであって、誠意をもって団交に当たったとは認められず、労組法7条2号に該当する。

また、B2理事の言動は、組合員に対し威嚇的效果を与え、団交における組合活動を萎縮させるものであり、このような団交が5年1月27日、同年2月28日及び同年3月29日と少なくとも3回継続していることにより、X2組合に対し、団交によって問題を解決しようという意欲を失わせるものであるといえ、労組法7条3号にも該当する。

## 7 争点7

(学園が、X2組合の5年3月8日付けの団交申入れに対し、一方的に団交議題を変更したといえるか。

いえるとするれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。)

#### (1) 申立人の主張

5年3月8日付けの団交申入れに対し、学園は、同月13日付け回答により「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」との議題を付け加える一方で、X2組合からの申入事項である学園の再建計画に関する議題及び残業承認届に関する議題を削除し、人事についての説明に関して

も組合員に限定するなどの一方的な削除、変更及び追加を行った。学園は、X2組合の要求する事項に係る団交の開催を拒否したものである。

X2組合が申し入れた団交事項に応じないのは、明確な団交拒否であり、団交の無効化に他ならない。

## (2) 被申立人の主張

学園は、X2組合が協議を申し入れた事項である、体育館建設を含めた学園の再建計画についてを削除した理由については5年3月7日付け文書により、残業承認届の趣旨や変更点について説明することを削除した理由、人事に関する協議を組合員に限定した理由及び就業時間内における労働組合員の爆睡問題についてを追加した理由については、いずれも同月29日の団交において説明している。X2組合が協議を申し入れた事項に関する回答について、学園はX2組合の理解を求める行動をとっており、学園が一方的に議題を削除又は追加した事実は存在しない。

使用者による団交議題の提案がX2組合の意に沿わないものであった場合は、団交の場で使用者側の提案の理由について説明を求めればよいのであって、団交議題に関する使用者側からの回答内容それ自体を団交拒否だと評価するのは、事実に対する過剰評価といわざるを得ない。

## (3) 当委員会の判断

申立人は、学園がX2組合の5年3月8日付けの団交申入れに対し、一方的に議題を変更したと主張するが、これは結局のところ、X2組合の申し入れた事項について、学園が団交に応じなかったことが労組法7条2号の不当労働行為に該当すると主張するものと解される。よって、以下検討する。

### ア 学園による団交議題の変更について

X2組合は、5年3月8日付け文書により、下記の事項を要求項目として団交を申し入れたことが認められる（前記第2の26(1)）。

- ① 一時金について、具体的資料を提示して説明すること
- ② 労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること
- ③ 令和5(2023)年度の人事について説明すること
- ④ 1日4時間を超える残業時間の対策について説明すること
- ⑤ 令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について

て説明すること

これに対し、学園は、同年3月13日付け文書により、団交の議題を提案したが、上記のX2組合からの要求項目のうち、「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」については団交の議題としなかったことが認められる（前記第2の26（2））。

#### イ 義務的団交事項に当たるか否か

労組法7条2号は、使用者が雇用する労働者の代表者と団交をすることを正当な理由がなく拒むことを不当労働行為として禁止しているところ、これは、使用者に労働者の団体の代表者との交渉を義務付けることにより、労働条件等に関する問題について労働者の団結力を背景とした交渉力を強化し、労使対等の立場で行う自主的交渉による解決を促進し、もって労働者の団交権（憲法28条）を実質的に保障しようとするものである。このような労組法7条2号の趣旨に照らすと、誠実な団交が義務付けられる対象、すなわち義務的団交事項とは、団交を申し入れた労働者の団体の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇、当該団体と使用者との間の団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なものと解するのが相当である。

そこで、まず、学園が団交の議題としなかった上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」が義務的団交事項に該当するかについて、以下検討する。

(ア) 上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」について

一般に、経営に関する事項は使用者の専権に属するが、当該事項が労働者の労働条件、待遇に関係する場合、その限りにおいて義務的団交事項となると解される。

上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」とい

う記載そのものは、包括的、抽象的であり、この文言のみでは体育館の建設が職員の労働条件に関係しているか否か一義的に明らかにされていたものとはいえない。

しかし、学園は、4年2月7日の団交において、体育館の建替えが急務であるため、定期昇給の実施及び一時金の支給はできない旨述べ（前記第2の4（2）イ）、また、同年3月9日の団交においても、体育館建設のため定期昇給の実施や一時金の支給はともに難しい旨述べている（前記第2の6（2）エ）。団交事項の記載文言としては上記のとおりであるが、これらの団交のやり取りから、X2組合としては、この団交申入れにより、体育館建設に伴う職員の賃金への影響の有無や程度について説明を求める趣旨を含むものであったといえ、この点については、学園も理解し得たものと認められる。

これらのことからすると、上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」については、体育館建設に伴う職員の賃金への影響の有無や程度の説明という限りにおいて、職員の労働条件等に関するものであって、学園に処分可能な事項であるといえ、義務的団交事項に該当するといえる。

(イ) 上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」について

残業承認届については、団交を申し入れた労働者の団体の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇に関する事項であって、使用者に処分可能なものであるから、その趣旨や変更点の説明を求めることが義務的団交事項に当たることは明らかである。

ウ 5年3月29日の団交における学園の対応について

次に、団交における学園の対応をみることで、学園が上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」について団交に応じてないといえるのか、以下検討する。

この団交において、上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答

すること」については、団交に出席したB2理事が、経営の根幹に関わる内容であるため団交議題としてふさわしくない旨告げ、これに対しX2組合は、体育館の建設には多額の費用を要し、職員の労働条件や賃金に影響がある旨主張したことが認められる（前記第2の28（3）ア）。

同様に、上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」については、B2理事が、B7校長が朝礼で説明したことがすべてであるので、議題としなかった旨述べたのに対し、X2組合は、B7校長から十分な説明が行われていない旨、仮に説明が行われていたとしても団交に応じるべきであり、労働条件に関わるものを議題から外すことは不誠実な対応である旨主張したことが認められる（前記第2の28（3）イ）。

また、X2組合は、5年3月24日に文書を送付し、学園による議題変更について抗議したが、学園からの回答がなかったと述べたことが認められる（前記第2の28（3）オ）。

よって、上記②及び⑤の2つの項目については、この団交において協議されておらず、B2理事がこれら上記2つの項目を団交議題としなかった理由をそれぞれ述べているが、X2組合はそれに納得せず抗議しているものと認められる。

この団交の後も、これら上記②及び⑤の2つの項目については、団交において協議されていない（前記第2の31（3））。

#### エ 小括

上記アないしウからすると、義務的団交事項に該当する上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」について、学園は、団交を拒否したものと見える。

#### オ 不当労働行為の成否について

##### (ア) 正当な理由の有無

学園が上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」について団交に応じなかったことに正当

な理由がなければ、不当労働行為が成立するので、正当な理由の有無について以下検討する。

- a 上記「②労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」について

学園は、団交に応じない理由として、経営の根幹に関わる内容であるため団交議題としてふさわしくない旨を5年3月29日の団交において述べている（前記第2の28（3）ア）。

しかしながら、同事項が義務的団交事項に該当することは、上記判断のとおりであるため、学園が団交に応じなかったことに正当な理由があるとはいえない。

- b 上記「⑤令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」について

学園は、団交に応じない理由として、B7校長が朝礼で説明したことがすべてであるので、議題としなかった旨述べている。

しかしながら、朝礼で説明が行われたとしても、それは学園の職員へ向けられた一方的な説明であるので、朝礼で説明したことをもって団交に応じる必要がないとはいえない。

よって、学園が、団交に応じなかったことに正当な理由があるとはいえない。

- (イ) 以上のことから、学園が、X2組合が5年3月8日付けで申し入れた団交事項である「労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び「令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」について、団交に応じなかったことは、労組法7条2号に該当する。

## 8 争点8

（学園が、X2組合の5年4月6日付けの団交申入れに対し、一方的に団交議題を変更したといえるか。

いえるとするれば、そのことは、労組法7条2号に該当するか。）

### (1) 申立人の主張

学園から「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題とする団交の申入れがなされたため、X2組合が、本来行うべき未解決の問題である一時金の支給及び残業時間の対策についての説明を議題とする団交を申し入れると、再度学園から「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題とする団交の申入れがなされた。

学園は、急を要する山積みの課題に誠実に対応しようとせず、第一の議題として「労働組合員の爆睡問題」を挙げ、重要課題に関する説明やX2組合との協議も避けている。つまり、X2組合を攻撃する手段として、「労働組合員の爆睡問題」という議題を意図的に持ち出したのである。

X2組合が申し入れた団交事項に応じないのは、明確な団交拒否であり、団交の無効化に他ならない。

## (2) 被申立人の主張

学園から組合員の爆睡問題を議題とした団交を申し入れること自体は不当ではない。使用者からの団交申入れについて、労働関係も信義誠実の原則の適用を受けるものである以上、労働組合も使用者から交渉の申入れがあったときは、誠実に団交をなすべきものであるとされ、使用者側からの団交申入れは何ら妨げられるものではないばかりか、使用者から団交の申入れがあった場合は組合も誠実に対応する義務があることは明らかである。

使用者による団交議題の提案がX2組合の意に沿わないものであった場合は、団交の場で使用者の提案の理由について説明を求めればよいのであって、団交議題に関する使用者からの回答内容それ自体を団交拒否だと評価するのは、事実に対する過剰評価といわざるを得ない。

## (3) 当委員会の判断

ア 学園が、X2組合の5年4月6日付けの団交申入れに対し、一方的に団交議題を変更したといえるかについて

上記7(3)と同様、申立人は、学園がX2組合の5年4月6日付けの団交申入れに対し、一方的に議題を変更したと主張するが、これは結局のところ、X2組合の申し入れた事項について、学園が団交に応じなかったことが労組法7条2号の不当労働行為に該当すると主張するものと解される。よって、以下検討する。

5年3月30日付けで、学園はX2組合に対し、同年4月20日を開催日として「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議

題とする団交を申し入れ（前記第2の29）、これに対し、X2組合は、同年4月6日付けで、期日及び場所については了承するが、議題については、「一時金について、具体的資料を提示して説明すること」及び「残業時間の対策について説明すること」の2項目とし、学園が提案する議題は不適切であり団交の議題とはしない旨回答している（前記第2の30（2））。

その後、学園は、同年4月14日付け文書で、同年3月29日の団交において、相手側からの団交申入れの議題を加除できないと主張したのはX2組合であるにもかかわらず、今回X2組合が議題を変更したのは言動不一致である旨指摘し、再度「就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題とする団交を、同年5月2日に開催する旨申し入れた（前記第2の30（3））。

以降、X2組合が申し入れた「一時金について、具体的資料を提示して説明すること」及び「残業時間の対策について説明すること」についての団交は開催されていない（前記第2の31（3））。

一方、X2組合が申し入れた「一時金について、具体的資料を提示して説明すること」及び「残業時間の対策について説明すること」については、団交を申し入れた労働者の団体の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇に関する事項であって、使用者に処分可能なものであるから、義務的団交事項に当たることは明らかである。

これらのことからすると、義務的団交事項に該当する「一時金について、具体的資料を提示して説明すること」及び「残業時間の対策について説明すること」について、学園は、団交を拒否したものと見える。

被申立人は、使用者から団交の申入れがあった場合はX2組合も誠実に対応する義務があることは明らかであると主張する。確かに、使用者側からも団交申入れができることはそのとおりであるが、労組法7条2号は使用者の団交応諾義務を定めているのであり、労働組合に同義務が課せられているのではない。

また、「一時金について、具体的資料を提示して説明すること」及び「残業時間の対策について説明すること」について団交に応じないとした理由は示されず、学園は、「労働組合員の爆睡問題」という議題に固執し、また、この議題のみを取り上げることを強硬に主張し、X2組合

の求める議題については団交での協議を断固として拒否するといった強固な姿勢がうかがわれ、団交に応じなかったことに正当な理由があるとはいえない。

イ 不当労働行為の成否について

以上のことから、学園が、X2組合が5年4月6日付けで申し入れた団交事項である「一時金について、具体的資料を提示して説明すること」及び「残業時間の対策について説明すること」について、団交に応じなかったことは、労組法7条2号に該当する。

9 争点9

(学園が、教職員に対し、5年1月6日付け、同年2月6日付け、同年3月17日付け及び同年4月3日付け文書を配布したことは、労組法7条3号に該当するか。)

(1) 申立人の主張

ア 5年1月6日付け文書について

5年1月23日に、学園が全教職員に配布した文書のうち、同月6日付け「Yの教職員の皆様へ」と題する文書では、「『X2組合 組合ニュース』がみなさんの机の上に置いてあることがあります。この『組合ニュース』の文面の中に教職員の皆さんが誤解を抱かれるであろう多くの間違っただ内容が記載されていますので、本学園の経営責任者としてあらためて事実を連絡させていただきます。今後くれぐれも誤解されないようお願い申し上げます。」と記載しており、あたかもX2組合が事実と反する情報を流布しているような印象を教職員に与えた。

また、「追加文書」と題する文書では、「今回の労働協約の解約は労働組合にとりましても自殺行為の所業であります。労働組合はYの生徒の事をどのように考えているのでしょうか。教職員の生活をいったいどうするのでしょうか」と記載しており、あたかもX2組合が不当に労働協約を破棄して学園を経営破綻に追い込もうとしているかのような印象を教職員に与えた。

さらに、「追加の追加」と題する文書では、X2組合の執行委員長の発言の根拠を求め、「もし、具体的な資料に基づく説明が無い場合、今後は根拠の無い発言は控えるようYの教職員として相応しい節度を持つ

た言動を強く求めます。」と記載しており、X2組合の執行委員長をあからさまに非難し、誹謗中傷し、その発言を著しく抑圧しようとする意図がみてとれる。

イ 5年2月6日付け文書について

学園が全教職員に配布した5年2月6日付け「理事長からY全教職員の皆様へ」と題する文書では、「組合員の皆様は、しきりに理事長が出席しないことを問題視され、批判もされていた」、「団体交渉に理事長が出席しないことに何か問題があるのでしょうか」と記載し、教職員に対しX2組合の要求があたかも不当なものであるかのような印象を与えた。

また、同日付け「団体交渉報告」と題する文書では、団交の報告と称して、独自の論理を主張し、X2組合を愚弄する表現を用いているほか、「27日の団体交渉では、学園側が発言しているときに組合からの不規則発言が多数なされ、嚴重に『何回も』注意してもあらためる気配は全くなく、社会人としてのマナー さらには、教育者としての人徳が感じられなかったとの報告を受けています。」と記載されており、事実を反した記載をしてX2組合の名誉を著しく棄損し、教職員に対しX2組合に対する偏見を抱かせるものである。

ウ 5年3月17日付け文書について

学園が全教職員に配布した5年3月17日付け「教職員の皆様へ」と題する文書では、学園がX2組合に対し「①就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」を議題として団交に応じる旨を記載し、あたかも組合員が就業時間内において爆睡しているかのような印象を教職員に与え、X2組合ないしその組合員を誹謗中傷して組合活動を妨害した。

エ 5年4月3日付け文書について

学園が全教職員に配布した5年4月3日付け「理事長より教職員の皆様へ」と題する文書では、「今回、就業時間内で職場内（職員室）の組合員の爆睡について問題を提起しようと思っておりましたが、組合側の妨害でほとんど協議ができなかったと聞きました。したがって、3月30日に経営者側から労働組合に対して、あらためて『就業時間内における労働組合員の爆睡問題』について、4月20日に団体交渉を行うよう申入れしました。」と記載し、教職員に対し、組合員が就業時間中に

爆睡しているという印象を与えた。また、「組合の方は、労働者の権利、労働者の権利と言っておられますが、このYは、労働者の権利では、再建できません。」、「今、学園は厳しい経営状況であります。全教職員、とくに組合の職員もこのままでしたら、生活は良くなりません。」と記載し、組合活動の意義を真っ向から否定している。教職員に対し、X2組合に対する偏見を与え、組合活動を妨害するものである。

オ 学園は、頻繁に全教職員に対して文書を配布し、その文書において、X2組合及びその組合活動に関して事実を反することを記載し、X2組合及び組合員を誹謗中傷している。このような学園の行為は、X2組合及びその組合員の名譽を著しく棄損するだけでなく、教職員にX2組合に対する偏見を与え、X2組合の信用を失わせることによってその組合活動を大きく妨害するものである。

支配介入に該当するか否かは、当該事案について諸般の事情を総合的に判断して、使用者の行為が労働組合の弱体化に繋がるかどうかということ慎重に判断されるべき性格のものであり、被申立人が主張するような基準を形式的に当てはめて判断すべきではない。

## (2) 被申立人の主張

ア 5年1月6日付け文書について

5年1月23日に学園が配布した文書のうち、同月6日付け「Yの教職員の皆様へ」と題する文書は、「組合ニュース」に関する学園の意見を表明したにすぎず、その記載内容から学園の不当労働行為意思を読みとることは不可能である。

また、「追加文書」と題する文書は、学園による財務分析結果の表明にすぎず、仮に教職員による残業代の70パーセント放棄が白紙撤回された場合、学園が経営破綻に陥り、学園の存立自体危うくなることを全教職員に向けて周知したものである。

さらに、「追加の追加」と題する文書は、学園とは異なる認識内容について、その根拠を明らかにするよう求めるものにすぎず、特定の人物を誹謗中傷するような記載内容ではなく、その内容から組合員の発言を著しく抑圧しようとしていることなどを読みとることはできない。

イ 5年2月6日付け文書について

5年2月6日付け文書のうち「理事長からY全教職員の皆様へ」と題

する文書については、X2組合が理事長の団交の欠席を問題視することは理解できないとの意見の表明を行ったものである。

また、「団体交渉報告」と題する文書についても、学園の意見を表明したものにすぎず、その内容は正当な団交の報告である。

ウ 5年3月17日付け文書について

5年3月17日付け「教職員の皆様へ」と題する文書は、X2組合からの団交申入れに対する学園の回答を教職員に対し報告しているものである。また、学園が組合員による就業時間内の爆睡問題を団交事項に挙げることは正当な提案である。

エ 5年4月3日付け文書について

学園が組合員による就業時間内の爆睡問題を団交事項に挙げることは正当な提案であることに加え、5年4月3日付け「理事長より教職員の皆様へ」と題する文書は、学園が現在の財務状況を検討した上でその分析結果を教職員向けに発信しているもので、正当な意見の表明といえる。現在、学園はその存立自体が危ぶまれており、経営難により学園自体がなくなれば、組合員を含めた教職員の生活すべてが危機に瀕するという学園の認識を述べているにすぎない。

オ 使用者による言論の内容が支配介入に当たるか否かは、労働組合の結成、加入、脱退、組合役員の選挙、組合組織の在り方、大会その他の会議の運営等純粋に労働組合の内部運営に関する事項に関し、使用者が批判したり要請するような言動内容については、その内容に威嚇・強制・利益誘導の要素がなくとも、原則として支配介入となるが、労使関係問題、労働条件、会社の経営方針、会社の実情、一般的労働情勢などにつき使用者が批判あるいは要請又は意見する場合は、原則として支配介入とならず、例外として当該言論内容に威嚇・強制・利益誘導が伴うような場合は、支配介入となるものと整理できる。学園が教職員向けに発信した記載内容のいずれにおいても、事実と反する記載をしているとか、X2組合ないし組合員を誹謗中傷している等との評価を行うことはできず、支配介入にも当たらない。

現在、X2組合と学園とが対立関係にあることは認めざるを得ず、双方の意見が相違していることは事実として存在する。そうすると、学園がX2組合の意に沿わない意見の表明を行うことは当然に想定されるこ

とであり、このような意見の表明を行うこと自体は、使用者の表現の自由として保障されて然るべきものである。

### (3) 当委員会の判断

5年1月6日付け、同年2月6日付け、同年3月17日付け及び同年4月3日付け文書（以下「本件各文書」という。）の内容及び影響、配布の方法、配布の時期についてみることで、労組法7条3号の不当労働行為が成立するか否かを検討する。

ア 本件各文書の内容及び影響について

#### (ア) 5年1月6日付け「Yの教職員の皆様へ」について

同文書は、組合ニュースに記載された内容に対する反論を主な内容としている。

具体的には、「教職員の皆さんが誤解を抱かれるであろう多くの間違った内容が記載されています」、「組合の一方的な感情論を書かれています」、「Yという同じ船に乗って、共に再建していこうと決意している理事長に対する誹謗中傷は止めていただきたい。一般社会人として見苦しいと思います。」、「『組合ニュース』の記載内容などには、くれぐれも誤解されないようお願い申し上げます」などの記載内容がみられる（前記第2の21）。

学園は、組合ニュースは間違った内容が記載され、一方的な感情論が書かれていることを主張し、Yを再建していこうと決意している理事長への誹謗中傷を止めるよう訴えていることから、当該文書は、受領した教職員に、影響として、X2組合が虚偽の情報を発信し、学園を攻撃しているとの印象を与える内容となっている。

#### (イ) 「追加文書」について

同文書は、X2組合が3年6月7日の団交（3年度第1回団交）確認書の解約を通知したこと（前記第2の19（4））に関するものである。

具体的には、「裁判で組合の主張が認められた場合、学校法人Yは、経営破綻に直面すること、さらには銀行に対する信用も地の底に転落してしまうことをも明白であります」、「今回の労働協約の解約は労働組合にとりまして自殺行為の所業であります」、「労働組合はYの生徒の事をどのように考えているのでしょうか」などの記載内容が

みられ（前記第2の21）、当該文書は、受領した教職員に、影響として、X2組合の行為により学園が経営破綻に直面し、一方でX2組合は生徒のことを考えていないとの印象を与える内容となっている。

(ウ) 「追加の追加」について

同文書は、X2組合の執行委員長の発言の根拠に関する内容を主な内容としている。

具体的には、「具体的な資料に基づく説明が無い場合、今後は根拠の無い発言は控えるようYの教職員として相応しい節度を持った言動を強く求めます」などの記載内容がみられ（前記第2の21）、当該文書は、受領した教職員に、影響として、X2組合の執行委員長が、根拠がない発言をしているとの印象を与える内容となっている。

(エ) 5年2月6日付け「理事長からY全教職員の皆様へ」について

同文書は、「『組合との団体交渉は密室化されている。』、『組合員だけを特別扱いしている。』との不平・不満が耳に入ってきた」などの記載内容がみられ（前記第2の24）、当該文書は、受領した教職員に、影響として、学園内でX2組合が不当に優遇されているとの印象を与える内容となっている。

(オ) 5年2月6日付け「団体交渉報告」について

同文書は、5年1月27日の団交（4年度第10回団交）の報告を主な内容としている。

具体的には、「学園側が発言しているときに組合からの不規則発言が多数なされ、嚴重に『何回も』注意してもあらためる気配は全くなく、社会人としてのマナー さらには、教育者としての人徳が感じられなかったとの報告を受けています」などの記載内容がみられ（前記第2の24）、当該文書は、受領した教職員に、影響として、団交が無秩序の中行われ、団交における組合員の交渉態度がいかにも非常識なものであったとの印象を与える内容となっている。

(カ) 5年3月17日付け「教職員の皆様へ」について

同文書は、X2組合からの団交申入れ及びそれに対する学園の回答内容を報告するものである。

学園の回答として、「①就業時間内における労働組合員の爆睡問題について」との記載箇所があり（前記第2の27）、当該文書は、受領

した教職員に、影響として、その真偽はともかく、組合員が就業時間内に爆睡しているとの印象を与える内容となっている。

(キ) 5年4月3日付け「理事長より教職員の皆様へ」について

同文書は、5年3月29日の団交（4年度第12回団交）の報告を主な内容としている。

具体的には、「Y高等学校では通用するかもしれませんが、社会常識として考えられません」、「今回、就業時間内で職場内（職員室）の組合員の爆睡について問題を提起しようと思っておりましたが、組合側の妨害でほとんど協議ができなかったと聞きました」、「組合の方は、労働者の権利、労働者の権利と言っておられますが、このYは、労働者の権利では、再建できません」などの記載内容がみられ（前記第2の30（1））、当該文書は、受領した教職員に、影響として、団交におけるX2組合の交渉態度やその主張が非常識なものであるとの印象を与える内容となっている。

イ 本件各文書の配布の方法について

本件各文書はいずれも、学園のすべての教職員の机上に置く方法にて配布されていることが認められる（前記第2の21、同24、同27及び同30（1））。

また、本件各文書のうち、「追加文書」及び「追加の追加」を除くすべての文書が理事長名若しくは「理事長から」となっており、理事長名で発出された文書が机上に置かれていれば、教職員は当然にそれを読むと考えられる。

よって、本件各文書は、学園のすべての教職員が確実に目にすることを目的として配布されたものであるといえる。

ウ 本件各文書の配布の時期について

本件各文書はいずれもB2理事の就任以降に配布されたものである。

一方、X2組合は、5年2月2日に本件不当労働行為救済申立てを行い（前記第2の23）、さらに、同年4月19日に本件追加変更申立てを行っている（前記第2の31（1））。

これらの状況から、B2理事就任以降、本件各文書が配布された時期において、労使関係は対立関係にあったといえる。

エ 不当労働行為の成否について

上記アないしウを踏まえて検討するに、学園は、本件各文書により、X2組合が殊更に虚偽の情報を発信し、非常識な主張をしているとするなど、学園の教職員にX2組合に対する不信感を抱かせる記載をしたものと認められる。そして、本件各文書は、労使関係が緊張している中で、理事長の名において、教職員が確実に目にする方法により配布されたものである。

かかる学園の行為は、組合員に対してはX2組合への不信や組合員でいることについての不安を生じさせ、また、組合員でない教職員に対しては、X2組合に加入することを躊躇させるおそれがあるなど、X2組合の団結及び組織化に影響を及ぼすものであって、X2組合の団結権を侵害するものといわざるを得ない。

以上のことから、学園が、教職員に対し、本件各文書を配布したことは、労組法7条3号に該当する。

## 10 救済の方法

- (1) 学園が、5年3月8日付けでX2組合が申し入れた団交事項のうち、「労働条件や賃金、一時金に大きな影響を及ぼすであろう体育館建設を含めた学園の再建計画について早急に回答すること」及び「令和5年4月1日より変更される残業承認届の趣旨や変更点について説明すること」の事項に係る団交に応じなかったことは、上記7で判断したとおり、労組法7条2号に該当する不当労働行為である。

その救済として、主文第1項及び第4項のとおり命じることとする。

- (2) 学園が、X2組合の5年4月6日付けの団交申入れに対し、団交に応じなかったことは、上記8で判断したとおり、労組法7条2号に該当する不当労働行為である。

その救済として、主文第2項及び第4項のとおり命じることとする。

- (3) 学園が、教職員に対し、本件各文書を配布したことは、上記9で判断したとおり、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

その救済として、本件各文書には、X1組合に関する記載は認められないため（前記第2の21、同24、同27及び同30（1））、主文第3項及び第4項のとおり命じることをもって足りると思料する。

- (4) X2組合の4年3月16日付け及び5年4月6日付け団交申入れに対

し、学園が団交の開催を遅滞させたことは、上記 1 で判断したとおり、労組法 7 条 2 号に該当し、5 年 1 月 27 日、同年 2 月 28 日及び同年 3 月 29 日に開催された団交における B 2 理事の言動は、上記 6 で判断したとおり、労組法 7 条 2 号及び 3 号に該当する不当労働行為である。

これらの救済について、申立人らは、誠実団交応諾を求めるが、主文第 4 項のとおり、今後、同様の対応を繰り返さない旨誓約させることをもって足りると思料する。

#### 11 法律上の根拠

以上の次第であるので、当委員会は、労組法 27 条の 1 2 及び労働委員会規則 43 条に基づき主文のとおり命令する。

令和 6 年 3 月 8 日

福岡県労働委員会

会長 上田 竹志